

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	106 件
国民年金関係	44 件
厚生年金関係	62 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	84 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	57 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から48年9月まで

私の国民年金は、区から勧められ、夫が、区役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。また、昭和40年8月から48年3月までの保険料について、納付した保険料を還付された記憶は無いにもかかわらず還付されたことになっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年8月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、社会保険庁の記録によると、第2回特例納付により納付されており、納付時期及び理由等は不明であるが還付されたものと記録されている。一方、当時の社会保険庁の取扱いによれば、還付金が実際に支払われた場合には、還付整理簿に、その支払日等が記載される扱いになっていたにもかかわらず、当時の還付整理簿に申立人夫婦の還付記録は確認できないなど、還付に係る事務処理が適切に行われていなかったことが認められる。

2 しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、当該払出時点で上記1の40年8月から48年3月までの保険料を第2回特例納付で納付したものと認められるが、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの期間については、第2回特例納付の納付可能期間ではない上、手帳記号番号払出時点で時効により保険料を過年度納付することもできない期間である。また、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)は無く、別の手帳記号番号の払い出しは確認できないなど、当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から48年9月まで

私は、区から勧められ、区役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。また、昭和40年8月から48年3月までの保険料について、納付した保険料を還付された記憶は無いにもかかわらず還付されたことになっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年8月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、社会保険庁の記録によると、第2回特例納付により納付されており、納付時期及び理由等は不明であるが還付されたものと記録されている。一方、当時の社会保険庁の取扱いによれば、還付金が実際に支払われた場合には、還付整理簿に、その支払日等が記載される扱いになっていたにもかかわらず、当時の還付整理簿に申立人夫婦の還付記録は確認できないなど、還付に係る事務処理が適切に行われていなかったことが認められる。

2 しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、当該払出時点で上記1の40年8月から48年3月までの保険料を第2回特例納付で納付したものと認められるが、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの期間については、第2回特例納付の納付可能期間ではない上、手帳記号番号払出時点で時効により保険料を過年度納付することもできない期間である。また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、別の手帳記号番号の払い出しは確認できないなど、当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月まで

私は、夫から勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った際、区の職員から、それまで未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付することができること聞き、可能な限りさかのぼって、郵便局でまとめて保険料を納付した。その後は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 58 年 6 月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、国民年金の加入経緯及び保険料の納付場所、納付原資等について具体的に記憶しているとともに、納付場所と説明する郵便局は当時開設しており、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できる上、申立人は、申立期間以後の保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である上、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、当該期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月及び同年4月
② 平成5年4月から同年7月まで

私は、最初に勤務した会社を退職した平成元年9月に国民年金の加入手続を行い、以来、勤務先を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、金融機関で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、4か月と短期間であり、申立人が所持する2冊の年金手帳によると、いずれも当該期間について申立人は国民年金の被保険者期間であることが記録されていることから、申立人に当該期間の国民年金保険料の納付書が送付されていたと考えられ、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったと認められる。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、最初に勤務した会社を退職した直後の平成元年9月ごろに払い出されており、申立人は、同月の保険料を納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①については、申立人が当該申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、当該申立期間は、上記申立期間②に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことに伴い、平成5年6月の社会保険庁による記録整備によって、国民年金被保険者資格の未加入期間であったものが、申立人が当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その時点では、当該申立期間は時効により保険料を納付できない期間であ

るなど、当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私の国民年金は、母から、国民年金の加入手続を行った際、それまで未納であった国民年金保険料の2年分を、さかのぼってまとめて納付したと聞いている。また、母は、私が昭和57年に厚生年金保険に加入するまで、保険料を納めてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和49年11月5日発行と記録されており、その時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、申立期間直後の保険料は過年度納付していることが確認できる。また、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含めて、37年4月以降、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 5 月まで

私は、昭和 53 年に市役所出張所で国民年金の任意加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。所持する確定申告書控にも保険料を納付していた記載もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む、昭和 56 年分から平成元年分の所得税の確定申告書控を提出しており、57 年分から 59 年分の確定申告書控に記載された国民年金保険料額は、それぞれ、同年分の保険料額とほぼ一致している。

また、昭和 60 年分の確定申告書控には国民年金保険料の記載が無いものの、56 年分の確定申告書控についても国民年金保険料の記載は無いが、社会保険庁の記録では同年及び同年度の保険料は納付済みと記録されていることを踏まえると、昭和 60 年 1 月から同年 5 月までの保険料についても納付していたものと推認できる。

さらに、申立人は、昭和 53 年 7 月ごろに国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、保険料の納付場所等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫から強く勧められ、結婚した際に、町役場で国民年金の加入手続を行った。その際、町の職員から、それまで未納の国民年金保険料をさかのぼって納付することができることと聞き、納付書により金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、結婚した平成元年 4 月ごろに払い出されており、申立人が所持する領収証書によると、申立期間前後の国民年金保険料は過年度納付で納付済みであることが確認できることなどを踏まえると、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、昭和 62 年 4 月以降は、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立人は、国民年金の加入経緯、加入場所及び保険料の納付場所等について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年9月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年9月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和59年1月から同年9月まで

私は、夫が建設会社を退職して独立した後の昭和46年1月ごろに、夫と二人で国民年金に加入し国民年金保険料の納付を始めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年1月から同年9月までの期間については、申立人は、独立した夫の事業が順調になった46年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付してきたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は同月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるなど、加入手続を行った直後の当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間③については、申立人は、当該期間直前の昭和58年4月から会計事務所に勤務したが、当該事務所が厚生年金保険未加入事業所であることが後から分かったため、さかのぼって保険料を納付したと説明しており、オンライン記録により、当該期間中及び当該期間後の厚生年金保険加入期間中に当該期間直前の期間の保険料を過年度納付していること及び61年2月に当該

期間の保険料にかかる納付書が発行されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 12 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫の納付の記憶は国民年金に加入した以降であり、加入手続時にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 9 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間、54 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 54 年 10 月及び同年 11 月

私は、昭和 49 年 2 月に国民年金に任意加入した後は必ず国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料は銀行で、申立期間②の保険料は転居先の区役所で納付書を作成してもらい銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 2 月に国民年金に任意加入後は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、12 か月と短期間で、前後の期間は納付済みであり、納付方法、納付場所の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、2 か月と短期間で、前後の期間は納付済みであり、住所変更手続の時期、納付書作成の時期、作成場所、納付した期間、納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月及び49年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月
② 昭和49年1月から同年4月まで

私の、申立期間①の国民年金保険料は後から金融機関で、申立期間②は市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入した後は、国民年金保険料をおおむね納付しており納付意識は高いものと考えられる上、申立期間は合わせて5か月と短期間である。

申立期間①については、直前の昭和44年2月の保険料を過年度納付した45年5月時点では、過年度納付が可能な期間であり、保険料をさかのぼって納付したことや納付場所に関する申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は当該期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、保険料の納付時期、納付場所及び納付方法に関する申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 62 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 62 年 5 月まで

私は、会社を退職後に夫の扶養に入らずに区役所にて国民年金の加入手続を行い、国民年金の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。また、申立期間は 13 か月と比較的短期間である。

さらに、国民年金への再加入手続の経緯、加入手続の時期、加入手続をした場所、保険料の納付方法等に関する申立人の記憶は具体的である上、当時の納付方法と合致しているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時一緒に仕事をしていた父親の保険料と一緒に母親が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。また、申立期間は12か月間と短期間である。

さらに、申立期間の前後の期間は納付済みとなっており、申立人が保険料の納付方法、納付場所等について、保険料を納付していたとする母親から聞いた記憶は具体的である上、母親が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。加えて、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする父親の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで

私の夫は、婚姻後に私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。夫は、私の保険料を納付しないことは考えられないと言っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料と一緒に納付していたとする夫の当該期間の保険料は納付済みとなっている上、46 年 4 月から 52 年 9 月までの期間については、申立人及び夫が所持する領収証書により納付日はすべて夫婦同一日となっていることが確認できる。また、申立人の保険料を納付していたとする夫は、婚姻直後に自身の保険料をさかのぼって納付した記憶があると説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 40 年 6 月時点では、38 年 4 月以降の保険料は過年度納付が可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間である上、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっているなど、当該期間が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの期間については、夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の

納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする夫は、加入手続の時期について記憶が不明確である上、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和38年4月から40年3月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から同年9月までの期間及び45年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から同年9月まで
② 昭和45年7月から同年12月まで

私は、子供が生まれたことをきっかけに、昭和44年から夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫妻には昭和44年*月に子供が生まれており、申立人は、同年の4月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①及び申立期間②は3か月及び6か月とそれぞれ短期間である上、前後の期間の保険料を納付している。また、申立期間②については、当該期間直前の昭和45年4月から同年6月までの保険料を45年8月に現年度納付していることが一緒に保険料を納付していたとする妻の領収証書から確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から同年9月までの期間及び45年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から同年9月まで
② 昭和45年7月から同年12月まで

私の夫は、子供が生まれたことをきっかけに、昭和44年から夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫妻には昭和44年10月に子供が生まれており、申立人は、同年の4月から申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①及び申立期間②は3か月及び6か月とそれぞれ短期間である上、前後の期間の保険料を納付している。また、申立期間②については、当該期間直前の昭和45年4月から同年6月までの保険料を45年8月に現年度納付していることが申立人の領収証書から確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年に国民年金に加入したが、加入時期が制度開始より遅れたため、納付開始後に自宅に来ていた集金人から、通常の徴収月以外の月にも3か月分ずつ国民年金保険料を納付するように指示を受け、そのとおりに集金人に納めたので過去の未納分は納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人は、さかのぼって保険料を納付することになったきっかけ及び当時の納付状況について具体的に記憶している上、申立人が過年度保険料を納付したと説明する昭和37年当時、申立人が居住していた区では、厚生省通知に基づき、預かり証を発行して過年度保険料を現金徴収することが可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年に国民年金に加入したが、加入時期が制度開始より遅れたため、納付開始後に自宅に来ていた集金人から、通常の徴収月以外の月にも3か月分ずつ国民年金保険料を納付するように指示を受け、そのとおりに集金人に納めたので過去の未納分は納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、妻は、さかのぼって保険料を納付することになったきっかけ及び当時の納付状況について具体的に記憶している上、妻が過年度保険料を納付したと説明する昭和37年当時、申立人が居住していた区では、厚生省通知に基づき、預かり証を発行して過年度保険料を現金徴収することが可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年3月まで

私は、昭和46年9月から金融業を自営し、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していた。妻は納付済みで、自身の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年1月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。また、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人と同時期の48年1月に手帳記号番号が払い出されており、当該払出時にさかのぼって9か月分の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月及び同年3月
私は、国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を納付してきた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納期限内に納付している上、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人は、申立期間中に区内転居しているが、申立人が当時居住していた区を管轄する市では、区内転居により集金担当が代わる場合でも間を空けることなく保険料を集金していたと説明しており、申立人が所持する領収証書から申立期間後の期間の保険料は集金人に定期的に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 63 年 6 月まで

私たち夫婦は、昭和 54 年に区の事務所で、国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金に加入した昭和 54 年以降、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みである。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の収納方法と合致しており、納付したとする区の事務所は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っていた上、納付したとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 63 年 6 月まで

私たち夫婦は、昭和 54 年に区の事務所で、国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金に加入した昭和 54 年以降、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みである。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の収納方法と合致しており、納付したとする区の事務所は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っていた上、納付したとする保険料の金額は、申立期間当時の保険料額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年1月から同年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、付加保険料を含め申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である。また、申立期間①の保険料を印紙検認により納付したとする方法及び申立期間②の保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、納付したとする市の出張所は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できる。さらに、申立期間①の直前の昭和45年12月から46年12月までの期間、申立期間①の直後の47年4月から48年9月までの期間及び申立期間②の直後の49年4月から61年3月までの期間の保険料は、付加保険料を含めて納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から60年3月まで

私は、私たち夫婦の昭和55年10月から60年3月までの申請免除期間の国民年金保険料を納付した。夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和36年4月から60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している上、62年4月13日に、申立期間を含む55年10月から60年3月までの申請免除期間の保険料の追納を申し出ており、申立人が60歳となった63年3月に申立期間の直前の期間の保険料を追納していることが確認できる。また、申立人が保険料を納付したとする申立人の夫は、申立人と同じ期間の保険料が免除されており、申立人の夫が60歳になった61年*月に当該免除期間の保険料を追納していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から平成6年8月まで
② 平成6年10月

私は、昭和62年4月ごろに、市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後の保険料も納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は1か月と短期間である。また、申立人が保険料を納付したとする郵便局は、当時開設され過年度保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付期間、納付頻度等の記憶が曖昧であり、さかのぼって納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と大きく相違している上、当該期間直後の平成6年9月の保険料を8年10月に過年度納付しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された8年5月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から48年11月まで

私の母は、昭和42年11月ごろに私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してきた。両親は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年1月から45年12月までの期間については、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親及び父親は、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人が所持する申立人の父親の42年分から46年分までの「給与所得者の保険料控除申告書」のうち、43年分から45年分までの申告書には、両親の保険料相当額のほかに、1人分の保険料相当額が記載されており、当該保険料相当額は申立人に係るものと考えられ、当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和42年11月、同年12月及び46年1月から48年11月までの期間については、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、上記の申告書のうち、42年分の申告書には、両親の保険料相当額のほかに、1人分の保険料相当額が記載されているものの、42年*月に20歳になった申立人の当時の保険料額とは大きく相違し、46年分の申告書には、両親の保険料相当額が記載されてい

るだけであるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から45年12月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年12月まで

私たち夫婦は、昭和49年3月に区役所か郵便局で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年1月から48年12月までの期間については、申立人夫婦は、当該期間の直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人夫婦は、申立人の夫の両親と別居し、家計も独立した後にさかのぼって保険料を納付した経緯を具体的に説明している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人夫婦が当時居住していた区の納付方法及び過年度納付の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区役所は保険料の収納業務を行っており、納付したとする郵便局は当時開設され、現年度及び過年度保険料の収納業務を行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年1月から同年12月までの期間については、申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする49年3月時点では、第2回特例納付が実施されているものの、申立人は、さかのぼって納付した保険料が2年分か3年分かよく覚えていないと説明しており、特例納付の状況や納付額の記憶が曖昧である上、当該期間は特例納付によらなければ時効により納付できない期間であるなど、申立人夫婦が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和47年1月から48年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年12月まで

私たち夫婦は、昭和49年3月に区役所か郵便局で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年1月から48年12月までの期間については、申立人夫婦は、当該期間の直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人夫婦は、申立人の夫の両親と別居し、家計も独立した後にさかのぼって保険料を納付した経緯を具体的に説明している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人夫婦が当時居住していた区の納付方法及び過年度納付の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする区役所は保険料の収納業務を行っており、納付したとする郵便局は当時開設され、現年度及び過年度保険料の収納業務を行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年1月から同年12月までの期間については、申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする49年3月時点では、第2回特例納付が実施されているものの、申立人は、さかのぼって納付した保険料が2年分か3年分かよく憶えていないと説明しており、特例納付の状況や納付額の記憶が曖昧である上、当該期間は特例納付によらなければ時効により納付できない期間であるなど、申立人夫婦が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和47年1月から48年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から48年3月まで
② 昭和49年4月から同年12月まで

私の父は、私が20歳になった昭和43年*月から私が54年10月に婚姻するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は9か月と短期間である上、当該期間中に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年7月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から同年12月まで
② 昭和61年1月及び同年2月

私は、昭和49年2月か3月ごろに国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は2か月と短期間である。また、区の職員から督促を受けて保険料を納付したとする説明は、申立人が当時居住していた区において、保険料納付率向上のため区の職員が被保険者を訪問して現年度保険料を徴収していたとされる国民年金業務実施状況と合致し、納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年9月時点では、申立人は、当該期間の保険料を過年度納付することができるものの、納付したとする保険料の納付金額、納付頻度等の記憶が曖昧である上、保険料をさかのぼって納付したことはない^{あいまい}と説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から55年3月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から55年3月まで
② 昭和56年4月から同年6月まで

私の妻は、昭和53年3月の婚姻後、自宅を訪れた区の職員に私の国民年金保険料も納付するよう勧められ、夫婦で相談した結果、私の誕生月の*月から私の保険料を納付することとし、私が60歳になるまで、夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納業務を行っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月まで

私が住込みで働いていた書店の経営者は、私の給与から天引きして私の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 11 か月と短期間である。また、書店の経営者が申立人の国民年金手帳に印紙を貼って保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致している。さらに、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間中の昭和 39 年 5 月に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できる。加えて、社会保険庁の記録では、申立期間は未加入とされ、同払出簿には、申立期間後の 41 年 3 月に「取消」と記載されているものの、申立期間当時、申立人は、書店で働いており、厚生年金保険にも加入しておらず、国民年金の適用除外となる事情は見当たらないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月から47年3月まで
② 昭和47年10月から同年12月まで

私は、会社退職後、区役所の出張所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、会社を退職後、国民年金の再加入手続をした時の状況の説明は具体的であるとともに、保険料の納付場所も鮮明に記憶している。また、申立期間①については、当該期間の保険料の納付方法である印紙検認及び納付書による納付を鮮明に記憶している。申立期間②については、3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年11月まで

私は、会社を退職した後の平成元年2月に市役所の出張所で国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付していた。国民年金手帳には、取得日と市の確認印があるにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料の納付記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と比較的短期間であり、申立人は、昭和51年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している上、保険料の納付場所及び納付方法を具体的に記憶している。また、申立人は平成元年2月に会社を退職した後、直ちに国民年金の再加入手続を行ったと説明しているところ、申立人の所持する年金手帳によると申立人は元年2月に国民年金への再加入手続を行い、これに対して当時居住していた市の確認印が押印されていることから、申立人宛に納付書の送達が行われ、現年度納付で保険料を納付することが可能であったと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 48 年 4 月から 49 年 9 月まで

私は、国民年金保険料を、申立期間①は元夫と一緒に自宅に来た郵便局の集金人や金融機関等で納付しており、申立期間②及び③は義母に依頼して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間②及び申立期間③のうち昭和 49 年 7 月から同年 9 月までについては、申立人が保険料の納付を依頼していたとする義母の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間③のうち昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月までについては、申立人及び義母が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①について、申立人は、元夫と一緒に保険料を納付していたと説明しているが、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された時期は、元夫は 39 年 2 月である一方、申立人は 41 年 12 月と相違していることを踏まえると、申立期間①の大半は保険料を一緒に納付することができない上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点の前後の期間の元夫の保険料は未納となっている。また、申立人の手帳記号番号が払い出された 41 年 12 月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。さらに、申立

期間③のうち 48 年 4 月から 49 年 6 月までについては、申立人の保険料を納付していたとする義母の当該期間の保険料は未納であるなど、申立人及び義母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 38 年 3 月まで

私は、会計士から国民年金に未加入であることを指摘され、昭和 38 年 7 月に区役所の支所で国民年金に加入し、未納分の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 38 年 7 月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は過年度納付をすることが可能な期間であるとともに、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶がある。また、申立人は、国民年金に加入した経緯及び納付の動機を具体的に記憶している上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親を含め、同居していた両親の申立期間の保険料は納付済みとなっている。さらに、勤務していた父親の会社が数か月後に厚生年金保険の適用事業所になることを申立人が知っていたことを踏まえると、国民年金に加入手続後の 8 か月のみ保険料を納付したと考えるより、過年度納付することが可能な 20 歳時点までさかのぼって納付したと考える方が自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成元年3月まで

私は、平成元年に国民年金に加入し、その後、保険料の納付を勧める文書を受けて国民年金保険料約10万円を社会保険事務所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、オンライン記録では、平成2年1月5日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、この過年度納付書は申立期間の保険料に係る納付書であったと推測される上、申立人が納付したと記憶している金額は、申立期間の保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、当時、申立期間は厚生年金保険に加入しているものと思っていたが、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、その納付書で申立期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、オンライン記録により、59年11月に過年度納付書が発行されていること、厚生年金保険に加入していたため還付された申立期間直後の59年4月の保険料は60年1月に現年度納付されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、厚生年金保険に加入していると思っていたが送られて来た納付書で保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から52年9月まで

私は、昭和54年12月ごろ、区出張所で行われていた国民年金特例納付相談会で、「今回の特例納付で全未納期間の一括納付が可能です。」と言われ、加入手続をして父の未納期間分も含めて約10年分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は共済組合に加入するまで国民年金保険料を納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年12月は第3回特例納付実施期間であり、平成19年3月に厚生年金保険の記録が統合されるまで、申立期間はすべて記録上強制加入期間であった。

また、昭和54年当時の職場の同僚は、申立人と区役所出張所で行われていた特例納付相談会に一緒に行くと証言しており、別の同僚及び上司は、申立人から父親の未納分と併せて約10年分の保険料を納付したこと、その保険料額が高額であったことを聞いたとそれぞれ証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 43 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 43 年 1 月まで

私は、昭和 37 年ごろに区役所職員の勧奨により、国民年金に加入し、国民年金保険料は区の徴収員を通じて納付していた。私が国民年金の加入を勧めた知人は、申立期間当時に国民年金に加入している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額と一致していること、申立人は、申立期間当時、区の徴収員が集金に来ていたと説明しており、申立人が居住していた区では、区の徴収員による保険料の収納が実施されていたこと、申立人が国民年金の加入を勧めたとする当時同じ団地に住んでいた知人は、昭和 37 年 11 月に任意加入しており、申立人に国民年金の加入を勧められたことを記憶していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年4月まで

私の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を郵便局で定期的に納付していた。妻の保険料だけが納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳から、申立期間前の住所変更手続及び申立期間直後の国民年金の資格喪失手続等は、夫婦同時に行っていたものと考えられる上、夫婦二人の納付月が確認できる平成5年4月以降は、おおむね同一月に国民年金保険料を納付していることが確認できる。また、申立期間の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から同年8月まで

私は、昭和55年4月に結婚し、夫に勧められ市役所で国民年金の加入手続を行った。その時に、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞いたので、2年分の保険料を納付し、その後の保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は56年1月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった上、申立人は、昭和54年度の保険料を56年3月に一括して過年度納付しており、この時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から同年9月まで
私は、結婚してから夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が、夫は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料を納付済みである。

また、申立期間後は未納期間が散見されるが、申立期間前の期間についてみると、申立人及び夫が所持する国民年金手帳の検認印により、昭和44年4月から49年3月までの期間の保険料を同一日に、定期的に納付していたことが確認できること、その後の49年4月から56年3月まで保険料も夫の3か月の未納期間を除いて夫婦とも納付済みであることなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 58 年 3 月まで

私は、結婚して転居した後に、申立期間の国民年金保険料の未納通知が届き、一括納付が無理であったので、4 分割納付の納付書を後日送ってもらい、市役所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 58 年 7 月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 6 月まで

私は、会社を退職後の昭和 62 年 1 月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人は、当該期間後は国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 6 月ごろに払い出されており、この払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であること、オンライン記録により当該期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された平成元年 6 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月29日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を5年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、B社（現在は、C社）における昭和63年10月から平成2年1月までの標準報酬月額に係る記録を17万円に、A社における3年8月から4年7月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に、4年8月の標準報酬月額に係る記録を30万円に、同年9月の標準報酬月額に係る記録を28万円に、D社における6年10月の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、B社の事業主は、昭和63年10月から平成2年1月まで、A社の事業主は、3年8月から4年9月まで、D社の事業主は、6年10月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月29日から同年7月1日まで
② 昭和62年10月1日から平成6年10月1日まで

社会保険事務所から送付された年金記録によれば、勤務先はB社、A社、D社だが、勤務実態は給料支払明細書及び源泉徴収票のとおり、D社のみである。私は、次の2点について申立てる。①記録では平成5年6月が未加入期間となっているが、実態は退職していない。適用事業所変更時の誤りだと思うので、訂正してほしい。②申立期間における標準報酬月額は適切に届けられていないため、給与と差異があるほか、天引きされた保険料と届出等級の保険料とも差異があるので、調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D社の代表者の供述から、D社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、申立人はD社に勤務しながらA社で厚生年金保険の被保険者とされ、この間の申立人に係る給与はD社から支払われていたことが認められるほか、E局の回答書、D社の在籍証明書、給料支払明細書から、申立人がD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をD社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成5年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、D社の代表者の供述から、D社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、申立人はD社に勤務しながらB社及びA社の厚生年金保険の被保険者とされ、この間の申立人に係る給与はD社から支払われており、申立人から提出のあった給与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をD社により給与から控除され、B社及びA社名で納付されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料額から、申立期間のうち、B社における昭和63年10月から平成2年1月までの記録を17万円に、A社における3年8月から4年7月までの記録を28万円に、同年8月の記録を30万円に、同年9月の記録を28万円に、D社における6年10月の記録を34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、申立人から提出のあった昭和 62 年 11 月から平成 6 年 10 月までの給料支払明細書において確認できる報酬額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、B 社、A 社及び D 社の事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 9 月までの期間、平成 2 年 2 月から 3 年 7 月までの期間、4 年 10 月から 6 年 9 月までの期間については、給料支払明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を B 社、A 社、D 社によりそれぞれ給与から控除されていたことは認められるが、昭和 62 年 10 月から 63 年 9 月までの期間、平成 4 年 10 月から 6 年 9 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることが確認できる。また、2 年 2 月から 3 年 7 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納厚生年金保険料があった期間（同法により記録が訂正され、厚生年金保険の保険給付の対象に参入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成4年12月から5年8月までの標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年9月29日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年12月から5年8月までの標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年12月から5年8月までは44万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年9月29日以降の同年9月30日付けで、申立人を含む2人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の標準報酬月額が平成4年12月から5年8月までの期間、44万円から18万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成4年12月から5年8月までは44万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年5月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和23年4月1日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、在職証明及び申立人から提出された辞令から、申立人が同社に昭和23年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、申立期間当時は、従業員を入社後3か月の研修期間を経て各配属先に配置させているが、当時も、現在と同様に入社時から厚生年金保険に加入させているはずであると供述しており、社会保険事務所の記録からも、申立人の同期入社21名のうち、資格取得日を確認できた17名中11名が昭和23年4月（昭和23年4月1日の取得者は9名、同年4月19日の取得者は2名）に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、同期入社2名は、入社した月から厚生年金保険料が給与から控除されていたと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年5月の社会保険事務

所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人には、A社において、昭和23年8月1日から25年5月7日までの未統合の被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年ごろから26年ごろまで

A社に勤務した、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と氏名が酷似し性別が異なる被保険者記録が存在し、当該記録は基礎年金番号に未統合となっている。

また、A社の元従業員及び同社社長の養女(申立人の妻の妹)は、申立人が同社に勤務していたと供述しており、上記の被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和23年8月から同年11月までは5,400円、同年12月から24年4月までは7,800円、同年5月から同年6月までは8,000円、同年7月から同年8月までは3,500円、同年9月から25年4月までは5,000円であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年8月から9年9月までは47万円、同年10月から10年5月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から10年6月1日まで

取締役としてA社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間以前の標準報酬月額に比べ低い額となっている。資格喪失時まで厚生年金保険料は控除されており、給与が下がったこともないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年8月から9年9月までは47万円、同年10月から10年5月までは50万円と記録されている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年6月1日以降の同年6月30日に、申立人の標準報酬月額は、8年8月から9年9月までは9万2,000円に、9年10月から10年5月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年8月から9年9月までは47万円、9年10月から10年5月までは50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年8月1日に、資格喪失日に係る記録を31年1月29日とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月から31年1月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、氏名をBとして、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に、昭和30年8月から31年1月まで、偽名「B」として勤務したと主張している。そして、社会保険事務所の記録から、「B」については、A社において、昭和30年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年1月29日に同資格を喪失していることが確認できる。なお、当該記録では、生年月日は昭和10年1月1日となっている。

一方、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員が供述している、申立人の身体的特徴が申立人と一致することから、同社におけるBの記録は申立人の記録と認められる。

なお、標準報酬月額については、A社におけるBの厚生年金保険被保険者の記録から7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年4月から6年9月までは38万円に、6年10月から7年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成5年4月から7年2月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から6年9月までは38万円、6年10月から7年2月までは41万円と記録されていたが、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の7年3月1日より後の同年5月8日付けで、5年4月から7年2月までの標準報酬月額が28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿から、申立人は、平成4年6月29日から6年6月29日まで同社の取締役になっていたことが確認できるが、同社の経理及び総務を担当していた従業員は、申立人が経理事務や社会保険の手続に関与していなかったとしている。

さらに、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に7年2月28日まで勤務した後、同年4月1日から16年3月20日まで別会社において勤務していることが確認できることから、申立人が当該訂正処理そきゅうに関与していたとは考え難く、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を

行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年4月から6年9月までは38万円に、6年10月から7年2月までは41万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年12月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年8月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年9月14日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち平成5年12月1日から平成7年9月14日までの標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同年8月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年9月14日以降の8年3月4日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間について28万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月から6年10月までの期間は53万円、同年11月及び同年12月は59万円、7年1月から同

年8月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年11月30日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年10月までは24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月30日以降の同年12月4日に、申立人を含む19人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年11月から4年10月まで9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年11月から5年11月までの期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年11月から5年11月までの期間は36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年2月28日以降の同年3月16日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月21日から同年12月21日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成13年12月20日まで勤務しており、給与支給明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に平成13年12月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年11月分の給与支給明細書に記載されている総支給額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和52年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月17日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び社員カードの写し並びに雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年7月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年5月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社は、昭和45年10月31日に適用事業所でなくなった後、同年11月1日に再び適用事業所となっているところ、申立人は、同年10月31日に資格喪失後、同年11月1日に再度資格取得しており、同年10月の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、「本社の移転手続の際、資格喪失日を昭和45年11月1日と届け出るべきところを、誤って同年10月31日と届け出てしまった。申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた。」としていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格喪失日について、昭和 45 年 11 月 1 日として届け出るべきところを同年 10 月 31 日として届け出たと認めており、また、事業主が資格喪失日を同年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年11月から4年8月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成2年11月から4年8月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていた。

一方、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年9月1日後の同年10月5日に、申立人と代表取締役の二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、2年11月から4年8月までの申立期間に係る標準報酬月額は、上記の53万円から32万円へと訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社で経理事務を担当していた者は、申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（32万円）に対応した額に減額されたことはない旨供述している。

また、A社における厚生年金保険料等の滞納について、代表取締役は不明としているが、同社の取引先金融機関から提出された平成2年11月から4年10月までの期間に係る普通預金元帳によると、4年7月以降、厚生年金保険料等が口座振替されていないことが確認できる。

一方、A社の商業法人登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年10月5日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業担当役員であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった。」旨供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、上記のような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由はなく、社会保険事務所において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年7月から5年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年2月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年7月から6年1月までの期間に係る標準報酬月額が、実際の支給額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年9月までは44万円、同年10月から6年1月までは47万円とそれぞれ記録されていたところ、同社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった6年8月1日より後の同年8月8日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、平成4年7月から6年1月まで17万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業法人登記簿謄本によると、申立人について、平成4年6月1日に同社の取締役を辞任した旨が同年6月11日に登記されており、また、複数の従業員は、申立人は給与計算や社会保険事務手続には関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年7月から5年9月まで44万円、同年10月から6年1月まで47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年8月から5年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年8月から5年1月までの期間に係る標準報酬月額が、実際の支給額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年8月から5年1月までは53万円と記録されていたところ、同社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月28日より後の同年4月7日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年8月から5年1月まで8万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業法人登記簿謄本によると、申立人について、平成7年11月6日に同社の取締役就任した旨が同年11月10日に登記されており、当該訂正処理が行われた5年4月7日においては、同社の取締役でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年4月から5年1月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成3年4月から5年1月までの期間に係る標準報酬月額が、実際の支給額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から5年1月までは53万円と記録されていたところ、同社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月28日より後の同年4月7日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、3年4月から5年1月まで8万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成3年度、4年度及び6年度のB市民税・C県民税特別徴収税額通知書並びに5年分給与所得の源泉徴収票により、申立人の申立期間に係る報酬額が、標準報酬月額53万円に相当することが推認できるところ、社会保険事務所において、上記のような遡^{そきゆう}及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業法人登記簿謄本によると、申立人について、平成4年3月2日付けで同社の取締役を辞任した旨が同年3月6日に登記された後、7年11月6日に再度取締役に就任した旨が同年11月10日に登記されており、当該訂正処理が行われた5年4月7日において、申立人は同社の取締役でな

かったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である 53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和55年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月25日から同年8月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間中に異動はあったが、昭和55年7月25日から同年8月7日までは継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の経歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和55年7月25日に同社D支店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年8月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月16日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間中に出勤はあったが、昭和36年9月16日から同年10月1日までは継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の職員原簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、B社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和36年9月16日にB社C支店からA社に出勤)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（112万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、112万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（112万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額（112万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 3747

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額（75万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、75万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。しかし、申立期間に支払われた賞与から厚生年金保険料は控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（75万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年12月の標準賞与額（75万2,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する平成3年10月16日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年10月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、雇用保険の加入記録及びA社が加入しているB健康保険組合における加入記録から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社が加入するB厚生年金基金の加入員適用記録では、申立人の同社における加入員資格喪失日は平成3年10月16日であることが確認できる上、同厚生年金基金は、申立期間当時、同厚生年金基金に加入していたすべての事業所は、厚生年金保険及び厚生年金基金への資格の得喪の届出様式は複写式であり、社会保険事務所と厚生年金基金に対し当該複写式届出書をもって届け出ていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成3年10月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認

められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年2月から同年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年2月から同年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月1日から18年9月1日まで

申立期間の標準報酬月額が41万円となっているが、当時の給与支給明細書では、62万円の標準報酬月額に相当する給与が支払われているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成18年2月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書から、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、62万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を社会保険事務所に届け出していないことを認めていることから、事業主が標準報酬月額の随時改定に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年10月から18年1月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致しており、当該期間に

ついて申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月1日から54年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社のグループ会社であるA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時、B社の海外の子会社に出向していたが、A社に在籍のままであったので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る人事台帳の写しにより、申立人がA社に昭和54年3月31日まで継続して勤務し（同年4月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年7月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を誤って昭和53年8月1日と記載して提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から54年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、22万円とされているところ、当該標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の平成16年4月から18年8月までの期間は9万8,000円、同年9月及び同年10月については20万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円及び20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から18年11月1日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成16年4月から18年10月まで22万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年1月から同年9月までの期間については38万円、同年10月から5年3月までの期間については41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月16日から5年4月16日まで

社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。申立期間の給料明細書と源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を正当な月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年9月までの期間において38万円と記録され、その後、同年10月の定時決定から5年3月までの期間において41万円と記録されたところ、同社が適用事業所でなくなった日(5年5月30日)以降の同年10月6日に、4年1月から5年3月までの期間について標準報酬月額の記録を12万6,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年1月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から5年3月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月7日から同年6月7日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和29年4月1日から平成2年9月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の回答及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年5月7日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月2日から29年1月18日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和22年4月1日から58年12月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が発行した申立人の従業員票から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和27年5月2日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月25日から同年12月2日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和35年4月1日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所が発行した職歴証明書及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和40年11月25日に同社D支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年12月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月9日から同年5月14日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和23年4月1日から63年9月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録及びB社発行の在職証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年5月14日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社D支店は昭和28年5月14日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、事業所の回答によれば、事業所の新規適用時までは原則として異動前の事業所において被保険者記録を継続するものとしていることから、申立人の被保険者記録は同日まで同社C支店において引き続き有するものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和53年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月30日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和28年4月1日から60年10月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の記録、B社の職歴証明書及び申立人から提出された家計簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和53年6月30日に同社D支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年7月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、大正13年12月1日から申立期間を含み、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年3月1日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年1月及び同年6月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年8月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行しているか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月30日から同年9月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和24年4月1日より60年8月28日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社発行の職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年8月30日に同社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年9月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年5月14日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成5年9月1日から6年5月14日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年9月から6年4月までは47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年2月22日以降の同年2月23日及び同年2月24日に、申立人を含む7名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合には、5年9月から6年4月までの標準報酬月額が26万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月28日から28年2月28日まで

社会保険事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。夫から、申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料が控除されていたと聞いていたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和28年2月に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和37年1月1日に訂正し、標準報酬月額は、35年7月は1万2,000円、35年8月から36年7月までは1万6,000円、36年8月から同年12月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月27日から37年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。同社には継続して勤務し、保険料が控除されていたため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出のあった在籍証明書、人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和35年7月27日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、A社B支店は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、適用事業所となったのは、昭和37年1月1日である。しかし、申立人は、申立期間当時、同社本社から給与が支払われていたとしており、同社人事担当者も「給与も本社が計算して各支店に支給するシステムを採っているので、B支店の社員に対する給与は本社から支給していたと思う。」としていることから、申立人は申立期間において同社本社で厚生年金保険被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ昭和28年4月に

A社本社に入社し、35年1月に同社C支店に異動した従業員の社会保険事務所の記録により、35年7月は1万2,000円、35年8月から36年7月までは1万6,000円、36年8月から同年12月までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確証となる書類が無いため不明としており、保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年8月から9年1月までの標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年2月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給与より低い金額であることが判明した。給与が振り込まれた預金通帳があるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成8年8月から9年1月までは36万円と記録されている。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年2月28日以降の同年3月6日付けで、申立人と他の従業員二人の計3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。申立人の平成8年8月から9年1月までの標準報酬月額が36万円から20万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されているが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年8月から9年1月までの標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年9月から4年9月までは30万円、同年10月は32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から4年11月1日まで

社会保険庁の記録により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成2年8月から4年9月までは30万円、同年10月は32万円と記録されている。

一方、社会保険事務所の記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年11月1日以降の5年9月6日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額は3年9月から4年9月までは30万円から15万円、同年10月は32万円から15万円にそれぞれ^{そきゅう}遡及して減額訂正されているが、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立人の標準報酬月額を平成3年9月から4年9月までは30万円、同年10月は32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年2月から同年12月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から4年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年2月から同年12月までは50万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月31日以降の同年2月7日の処理日で、同年1月31日を資格喪失日とする届出が行われるとともに、20万円に訂正されており、同処理日において被保険者であった4名中、申立人を含む2名の記録が3年2月1日にさかのぼって減額訂正されている。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の平成3年2月から同年12月までの標準報酬月額を、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和33年3月12日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を1万円にするとともに、資格喪失日に係る記録を35年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月12日から同年4月1日まで
② 昭和35年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社B出張所への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の勤務員社員名簿の記録及び同社B出張所の複数の同僚の供述から判断して、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年3月12日にA社本社から同社B出張所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年4月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社の勤務員社員名簿の記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年11月1日にA社B出張所から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月の社会保険事務

所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和50年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年9月1日に同社B工場から同社本社に異動、同年10月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年10月の社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年9月の保険料の納入の告知を行っておらず事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和51年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月16日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和51年11月16日に同社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年12月の社会保険事務所の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が昭和51年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成4年4月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から5年5月までの期間は38万円、同年6月から6年2月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年3月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から5年5月までの期間は38万円、同年6月から6年2月までの期間は34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった6年3月31日以降の同年4月27日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、4年4月から6年2月までの期間について30万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年4月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から5年5月までの期間は38万円、同年6月から6年2月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成6年10月から7年9月までの期間は53万円、同年10月から8年1月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年2月29日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月から7年9月までの期間は53万円、同年10月から8年1月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年2月29日以降の同年3月7日に、申立人を含む2人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6年10月から8年1月までの期間について9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年10月から7年9月までの期間は53万円、同年10月から8年1月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年8月から11年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月27日から12年1月28日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっている回答をもらった。入社当初から月給60万円を支給されており、その額に対応する保険料を控除されていたので、同額の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書及び申立人から提出のあった同社に係る平成11年7月分から同年12月分までの給料支払明細書から判断して、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、平成11年7月分から同年12月分の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が全期間において一致していない。また、申立期間には、事業主から社会保険事務所に対して、厚生年金保険被保険者報酬月額算定届を行う機会があったが、事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務

所に届け出ていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成17年4月1日、資格喪失日が21年3月31日とされ、当該期間のうち、17年4月1日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成17年4月1日から21年3月31日まで勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には17年4月1日から勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された雇用契約書、勤務表及び平成17年5月給与明細等により、申立人は、A社に平成17年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細等の保険料控除額及び平成17年5月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 1 月 19 日に、社会保険事務所に対して訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 17 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年10月21日）及び資格取得日（昭和49年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月21日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の資格を取得し、49年10月21日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、同年10月及び同年11月の申立期間の被保険者記録がない。

しかし、A社からの回答書及び同僚が保管していた同社に係る給与明細書並びにB健康保険組合及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に昭和37年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立

人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年10月及び同年11月についての保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年10月21日）及び資格取得日（昭和49年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和49年10月については12万6,000円、同年11月については10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月21日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和40年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、49年10月21日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、同年10月及び同年11月の申立期間の被保険者記録がない。

しかし、A社からの回答書及び申立人が保管していた同社に係る給与明細書並びにB健康保険組合及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に昭和40年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与明細書における保険料控除額又は報酬額から、昭和49年10月については12万6,000円、同年11月については10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年10月及び同年11月について保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年10月21日）及び資格取得日（昭和49年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月21日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和38年9月30日に厚生年金保険の資格を取得し、49年10月21日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、同年10月及び同年11月の申立期間の被保険者記録がない。

しかし、A社からの回答書及び申立人が保管していた同社に係る給与明細書並びにB健康保険組合及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社及び関連会社に昭和37年4月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬

月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与明細書における報酬額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年10月及び同年11月について保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年10月21日）及び資格取得日（昭和49年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月21日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和44年6月14日に厚生年金保険の資格を取得し、49年10月21日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、同年10月及び同年11月の申立期間の被保険者記録がない。

しかし、A社からの回答書及び同僚が保管していた同社に係る給与明細書並びにB健康保険組合及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に昭和44年6月14日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立

人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 10 月及び同年 11 月について保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和48年1月2日、資格喪失日は平成11年5月21日であると認められることから、同社における資格喪失日（昭和48年1月30日）及び資格取得日（同年8月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月30日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無かった。申立期間もA社に勤務し給与から保険料を控除されていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び申立人の保管する永年勤続の表彰状から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の国民年金還付整理簿及び申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和49年2月19日に「過誤納」を理由に申立期間を含む48年1月から同年9月までの国民年金保険料を還付されていることが確認できる。この還付について、社会保険事務所は、国民年金保険料を還付する場合、他の公的年金の加入状況等を確認することとされており、申立人についても、厚生年金保険の加入を確認したことから、還付されたものと考えられると説明している。

また、申立人は、申立期間において、共済組合等に加入した経歴が無く、上記のとおり、A社に勤務していたことが確認できる上、還付期間のうち昭和48年1月並びに同年8月及び同年9月は、社会保険事務所の記録において厚生年金保険の加入が確認できることから、申立人の場合、社会保険事務所が申立期間の厚生年金保険の加入記録があることを確認したことが、国民年金保険

料の還付理由であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日については、国民年金保険料の還付記録から判断すると、申立人が昭和48年1月30日に被保険者資格を喪失し、同年8月1日に被保険者資格を取得した記録を取り消し、資格取得日を同年1月2日、資格喪失日を平成11年5月21日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年5月から同年9月までの期間については41万円に、同年10月から4年10月までの期間については53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、営業担当の取締役であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成3年5月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から4年10月までの期間は53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年11月30日)の後の同年12月15日付けで、それぞれ20万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年12月15日時点で同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、コピーライター兼営業担当であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正が

あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年5月から同年9月までは41万円に、同年10月から4年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年7月1日にA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行っていることと認められることから、申立人に係る資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月3日から23年7月1日まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社が保管する人事原簿及び失業保険の記録により、申立人は同社に昭和8年1月27日に入社し、50年10月24日まで継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、A社B支店において昭和22年5月3日に被保険者資格を喪失しており、その後、23年7月1日にA社で被保険者資格を取得しているところ、社会保険事務所が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る資格喪失日の記載が無い。このことについて、社会保険事務所は、当該被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない理由は不明であるとしており、また、申立人の資格喪失日が記載された被保険者名簿は保管されていないため、申立人の資格喪失日を確認することはできないと回答している。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人を含む11名の従業員の記載に係る備考欄には、陸海軍に徴集又は召集された場合には同期間の保険料が全額免除とされる旨の旧厚生年金保険法第59条の2の規定を示す「59の2」の記載があるところ、このうち申立人を含む8名について、オンライン記録と被保険者名簿の記録が一致していないことが確認でき、社会保険事務所における記録管理が十分に行われていな

いものと認められる。

さらに、A社本社では、同社の人事原簿から、申立人が申立期間中も同社に勤務していたことは間違いないと思われ、申立人を昭和22年5月3日付けで資格喪失させる理由は考えられないと回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、A社が保管する人事原簿の記録から600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は、A社に昭和31年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額及び昭和31年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年8月から3年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年8月から3年2月までは53万円と記録されていた。

ところが、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年3月31日以降の同年4月12日に、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、2年8月から3年2月までの期間の標準報酬月額が、当初の53万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年12月から6年10月までは44万円、同年11月から7年3月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年4月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年10月までは44万円、同年11月から7年3月までは32万円と記録されていた。

ところが、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月24日以降の同年4月26日に、申立人を含む6名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、5年12月から6年10月までの期間の標準報酬月額が、当初の44万円から11万円に、同年11月から7年3月までの期間の標準報酬月額が、当初の32万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡^{そきゆう}及により記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年12月から6年10月までは44万円、同年11月から7年3月までは32万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月21日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年6月21日に訂正し、同年6月から同年8月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月23日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和37年2月23日から、B業務従事者として勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が保有していたB社発行の「退職者在職中の勤務状況報告書」から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて、B社の経理人事担当者は「採用した従業員について、入社後すぐに雇用保険には加入させたが、厚生年金保険は本採用になってから加入させていた。」と供述しており、申立期間当時のA社の事務会計担当者からも「B業務従事者については、原則3か月の試用期間を設けており、その間は厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も控除していなかった。」との供述があった。

さらに、前述の勤務状況報告書に、申立人の本採用日が昭和37年6月21日と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、本採用日以降の同年6月21日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、当該期間（昭和37年6月21日から同年9月1日まで）の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿の、申立人の資格取得に係る記録（同年9月1日付け）から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間（昭和37年6月21日から同年9月1日まで）に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のB社の経理人事担当者は不明としているが、前述の被保険者名簿に記載されている申立人の加入記録について、その前後の者の被保険者整理番号が欠番となっている等の不自然な点も見当たらず、また、昭和37年度の標準報酬月額算定基礎届に基づいて、申立人の標準報酬月額が決定された形跡も認められないことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおり、申立人の同社における資格取得日を同年9月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和37年2月23日から同年6月21日までの期間については、前述のとおり、A社では、採用したB業務従事者を試用期間は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことが確認できる上、当該期間の厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち昭和37年2月23日から同年6月21日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで

私が住み込みで働いていた飲食店を経営していた叔父は、私が20歳になった昭和39年に、私の国民年金の加入手続をし、私が独立した47年まで私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の叔父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる叔父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人と飲食店で一緒に働いており、叔父が保険料を納付していたとする叔父の二人の子は、それぞれの国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和36年4月からの保険料が納付済となっていることを踏まえると、叔父は、申立人の手帳記号番号が払い出された40年5月ごろから、納付済みとされている昭和40年度以降の申立人の保険料を納付していたと考えるのが自然であるなど、申立人の叔父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の叔父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から55年3月まで

私の妻は、結婚が決まった昭和53年10月に、私が国民年金に加入していないことを知り、将来のことを考え、私の国民年金の加入手続を行い、市から送付された納付書により金融機関で私の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の妻は保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和55年5月に払い出されていることから、申立期間当時には申立期間の保険料を現年度納付することができず過年度納付することとなるが、申立人の妻から、さかのぼって保険料を納付したことをうかがわせる供述は得られないなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年11月までの期間及び9年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年4月から同年11月まで
② 平成9年4月から同年12月まで

私は、平成9年に、弟から、7年4月から9年12月までの国民年金保険料を納付し、70歳まで厚生年金保険に加入すれば、国民年金が受給できると教えられて、同期間の保険料を何回かに分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付時期の記憶が曖昧である。また、申立期間①直後の平成7年12月から9年3月までの保険料を3回に分けて過年度納付した時点では、時効により申立期間①の保険料を納付できない。

さらに、申立人が所持している平成7年から11年までの確定申告書には、国民年金保険料の金額が記載されていない上、当該5年分の申告書に記載された社会保険料控除額から国民健康保険料等を差し引いた額は、申立期間①、②の保険料及び申立期間①と②の間の納付済みとされている期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年1月まで

私の父は、私が就職した昭和47年2月の前月まで、私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から11年8月まで

私は、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者の資格取得手続きを行ってからも区から納付書が送付されてきたので、60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付金額、納付場所等に関する記憶が曖昧である。また、社会保険庁の記録において、平成6年6月14日に、同年2月に第3号被保険者の資格を取得したことが記録されているのが確認できるとともに、当該資格取得が記録される前に納付していた同年2月及び同年3月の保険料を同年9月に還付されたことが確認できることから、申立人は、昭和61年4月ではなく申立期間当初の平成6年に第3号被保険者の資格取得手続きを行ったものと考えられ、制度上、申立期間当時に保険料を納付することはできないなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和45年7月に私の国民年金の加入手続を行い、51年4月に再就職するまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及び申立人の保険料を納付したとする妻は、申立期間後の昭和49年11月以降に発行されるようになった国民年金手帳以外に手帳を交付されたことはないと説明している上、保険料の納付金額の記憶が曖昧である。また、申立人の妻は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5447

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から40年2月まで

私の父は、申立期間当初に私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年6月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月から同年6月まで
② 平成元年12月

私は、第3号被保険者の手続をした際、結婚前の国民年金保険料が未納であるとの指摘を受けたため、その場で、同行してくれていた夫が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、申立期間の保険料の納付方法に関する記憶が不明確である。

また、申立期間は、いずれも平成5年12月に資格得喪記録が追加されたことにより、厚生年金加入期間から国民年金の未納期間に記録整備されたものであり、当該整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成元年2月まで

私は、昭和63年8月に専門学校を退職し共済組合の組合員でなくなったため、妻に国民年金への切替手続に行ってもらった。国民年金保険料は妻が自身の分と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は申立人の第2号被保険者から第1号被保険者への切替手続及び申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が不明確である上、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金への切替手続及び自身の被保険者資格の種別変更手続を社会保険事務所で行ったと説明しているが、当時これらの手続を社会保険事務所で行うことはできなかつた上、オンライン記録により、妻の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続は平成4年9月にさかのぼって行われていることが確認できるなど、申立期間に申立人の国民年金への切替手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年2月までの期間、48年12月から50年2月までの期間及び同年11月から51年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から47年2月まで
② 昭和48年12月から50年2月まで
③ 昭和50年11月から51年10月まで

私は、昭和46年6月に会社を辞めた後、国民年金に加入して、保険料を納付した。以後、会社を辞める都度、国民年金の加入手続をして、納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年2月時点では、申立期間は未加入のため保険料をさかのぼって納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から58年9月まで

私は、昭和43年7月に勤めた会社を退職して家業のふとん店を手伝うようになり、20歳の時に、父親が国民年金の加入手続をしてくれた。その後、父親が同居していた母親と私の分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の父親から加入手続及び納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確である上、申立人の主張する納付方法は当時の納付方法と合致していないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年3月時点では、57年1月から58年9月までの期間は過年度納付が可能な期間であるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年9月まで

私は、昭和51年3月に退職後、当時住んでいた家の道路を挟んで反対側にあった出張所で国民年金の加入手続をした。最初の1か月分の国民年金保険料だけ窓口で支払い、その場で口座振替の申し込みをした。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、年金手帳が交付された記憶はないとしている上、国民年金加入状況及び喪失の手続に関する記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から48年12月まで

私は、勤務先の師匠（母親の従兄弟）夫妻に国民年金に加入するよう勧められ、師匠夫妻が加入手続をした。国民年金保険料は給料から天引きされ、師匠夫妻が金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の師匠夫妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる師匠夫妻及び申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の師匠夫妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から52年6月まで

私は、離婚した昭和47年ごろに国民年金の加入手続を行い、第2回特例納付が実施された49年ごろに、納付していなかった国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、20歳になった41年5月から48年ごろまでの保険料を一括で納付し、その後も保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、離婚した昭和47年ごろに国民年金の加入手続を行い、49年ごろにさかのぼって保険料を一括納付したとしているが、当時国民年金手帳を受け取り所持した記憶がなく、一括納付したとする金額は、第2回特例納付等により41年5月から48年3月までの保険料を納付した場合の金額と相違する上、その後納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年8月時点では、第3回特例納付が実施されているものの、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付等により納付した場合の金額と大きく異なる上、一括納付したとする49年ごろに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年6月までの期間、同年12月から3年3月までの期間及び3年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から同年6月まで
② 平成2年12月から3年3月まで
③ 平成3年6月から同年9月まで

私は、申立期間のそれぞれの当初に区役所で国民年金手帳を提出して国民年金の第1号被保険者資格取得手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間の第1号被保険者資格の取得日が記載されていない。また、社会保険庁の記録では、平成9年2月26日に、申立期間の第1号被保険者資格の取得日及び喪失日が追加記録されており、それまでは、申立期間①より前の昭和61年4月に第3号被保険者の資格を取得し、平成2年4月に第3号被保険者の資格を喪失し、未加入となったと記録されていたことが確認できる上、申立期間の第1号被保険者資格の取得日が記録された時点では、時効により申立期間の保険料を納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5474 (事案 2748 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで
私の義母は、申立期間の国民年金保険料をまとめて集金人に対し納付した。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件に係る申立については、申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、納付したとする義母は死亡しているため、保険料の納付方法、納付場所等の納付状況が不明確である上、申立人と同居しており国民年金手帳の記号番号が連番で払い出された義妹も申立期間のうち昭和38年12月から41年3月までの保険料が未納となっているなど、申立人の義母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年7月時点では、申立期間のうち一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月20日付け年金記録の訂正は必要でないと通知が行われている。

申立人は、義母が申立期間の保険料を納付したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から46年5月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和39年5月に婚姻するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、婚姻後は、私が町の集金人に保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、婚姻前の昭和37年12月から39年4月までの期間については、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、婚姻後の39年5月から46年5月までの期間については、申立人は、納付したとする保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年9月まで

私は、国民年金の加入手続をした際に、窓口で付加保険料の加入も勧められ、その場で加入して以来、保険料及び付加保険料を納付している。申立期間の定額の保険料は納付済みとなっているのに、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金に加入した時期の記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年11月ごろに申立期間の定額の保険料をさかのぼって納付していることが確認できるものの、付加保険料は、制度上、さかのぼって納付することができないため、申立期間は付加保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年1月までの期間、61年5月及び同年6月、62年2月から同年7月までの期間並びに平成2年3月から3年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から61年1月まで
② 昭和61年5月及び同年6月
③ 昭和62年2月から同年7月まで
④ 平成2年3月から3年1月まで

私は、昭和60年8月に区役所で国民年金の加入手続をした。その後、会社を退職する毎に区役所で再加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から53年12月まで
私の夫は、私達が結婚した昭和45年3月ごろ、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金への加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫は、保険料の納付方法に関して、申立期間当初の印紙検認の記憶が無い上、申立人夫婦が居住していた市における保険料の納付方法が納付書による納付方法切り替わってからの期間についても納付書を使用して保険料を納付したことがないと説明しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から47年3月まで
私の国民年金保険料は、東京オリンピックが開催された昭和39年の高校1年生の時から、私及び私の母が郵便局で納付していたはずなのに、申立期間の保険料を納付した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及び母親は国民年金の加入時期、保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。また、申立期間のうち昭和39年4月から43年7月までについては、申立人は20歳未満であることから、制度上、国民年金への加入及び保険料の納付を行うことができない期間であるなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年12月時点では、申立期間のうち申立人が20歳に到達した43年*月以降の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から52年3月まで

私は、昭和55年ごろに自宅医院に通院していた区役所職員から勧められて、それまでの未納の国民年金保険料をすべて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする昭和55年ごろは第3回特例納付の実施期間であり、申立人は同年3月及び6月に、申立期間直前の36年4月から43年4月までの保険料を特例納付していることが確認できるが、申立人は、当該特例納付をしなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられること、また、納付した金額に関する申立人の記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料をも納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年6月までの期間、5年11月及び17年4月から18年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年6月まで
② 平成5年11月
③ 平成17年4月から18年3月まで

私は、申立期間①及び②については、市役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間③については、元妻が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①及び②については、オンライン記録及び申立人が当時居住していた市が保存する資料により未加入期間とされていることが確認でき、当該期間は、制度上、保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間③については、平成17年分の確定申告書に添付されている17年9月30日付けの国民年金保険料控除証明書により、同年4月から9月までの保険料は納付されていなかったこと、17年分及び18年分の確定申告書により、申立期間の保険料については社会保険料控除額に計上されていないことが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとする元妻は、納付場所及び納付金額等に関する記憶が不明確である上、申立期間の一部を含む17年8月から18年7月までの自身の保険料が未納であるなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

私は、退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、それぞれ納付書が送られてきてすぐに1年分を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時に納付した保険料の金額及び納付時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から51年6月まで

私は、30年ほど前に特例納付制度が実施された際、過去のすべての未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額及び納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間直前の昭和36年4月から41年3月までの期間の保険料を第3回特例納付により納付したことが確認できるが、申立人は、当該特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年2月までの期間、48年1月から同年5月までの期間及び50年2月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年9月から47年2月まで
② 昭和48年1月から同年5月まで
③ 昭和50年2月から55年3月まで

私は、会社を退職した後すぐに国民年金に加入し、以後は口座振替にするまで、定期的に納付書で国民年金保険料を納付してきた。加入手続をした場所ははっきり覚えていないが、20代のころであったことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和48年1月に会社を退職した後すぐに国民年金に加入したとしているが、国民年金の加入手続及びその後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った場所に関する記憶が曖昧である上、保険料をさかのぼって納付した記憶はないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5504

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から53年3月まで

私の両親は、私が30歳になった頃に、市の広報紙を見たのをきっかけに私の国民年金の加入手続をし、約10年分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、父親が、母親に申立人の国民年金の加入と保険料の一括納付を指示し、母親が加入手続及び保険料の納付を行ったと説明しており、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、父親から当時の納付状況等を聴取することはできず、母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付金額について記憶が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年9月は、第3回特例納付の実施期間内であるが、申立人は上記手帳記号番号払出時点において、特例納付をしなければ年金の受給資格を満たさない状況ではなかったなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から34年2月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた期間が未加入となっていたため記録の訂正を求めたところ、加入漏れがあったとして1年間加入期間が認められた。しかし、A社には5年間勤務していたので、厚生年金保険の加入期間が1年間では納得できない。したがって、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を吸収合併したB社では、申立人の申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶していた元社長及び支配人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には加入記録が無く、所在が不明のため、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人が記憶している5人の同僚について、申立人と同じ職場で同一職種であった同僚の一人は、「申立人の申立期間に係る勤務の期間や厚生年金保険の取扱いは分からないが、自分自身は、A社で勤務していた時の職場及び職種では、厚生年金保険も健康保険にも加入することはなかった。」と供述しており、残る4人について、上記名簿により氏名等を確認したところ、一人は当該名簿に氏名の記載が無い上、同職種の同僚一人も当該名簿に加入記録が無く、残る二人のうち一人は当該名簿で名字は確認できたものの所在不明、一人は死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。このようなことから、申立期間当時、A社では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険には加入させて

いなかったことがうかがえる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、7人の従業員に照会したところ、回答のあった5人のうち、3人は申立人を覚えてないとし、一人は入社が同じ時期だったとしているが、時々顔を合わせるくらいで詳しくは分からないと供述している。なお、一人の従業員は、「申立期間当時、A社の売店はテナント出店ではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年5月から50年1月6日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和49年5月から55年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年5月から50年1月6日まで
② 昭和49年5月から55年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①の加入記録がない旨の回答をもらった。同社には昭和49年5月から勤務していたので、申立期間①も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていた。当時の給料明細等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、入社日の特定はできないが、昭和49年5月からA社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、50年1月6日から55年9月30日までの期間、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、平成3年9月に商号のみを残し別会社となっており、現在の同社では、申立人の申立期間当時の従業員に関する資料は保存されておらず、当時の従業員も引き継いでいないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いは不明としている上、当時の社会保険に係る事務は、社会保険労務士に委託していたと供述している。

また、当該社会保険労務士は既に死亡しており、資料も残っていないとの回

答があり、申立人の勤務の実態や給与から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚及び従業員7人に照会したところ、いずれも申立人が昭和49年5月に入社したことを記憶しておらず、このうち5人は、入社時期と厚生年金保険の加入時期とは2か月から1年くらいのずれがあると回答しており、このことから、A社では、申立人の申立期間当時、従業員について入社後一定期間は従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②のうち、申立人から提出のあった昭和54年7月から55年10月に係る給料明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致しており、事業主は、当該期間において申立人の給与から、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

一方、申立人から、申立期間②のうち、昭和49年5月から同年7月に係る厚生年金保険料の控除に関する資料は提出されず、同年8月から54年6月において、申立人が「配当」と主張する収入額の記載されたメモが提出されているが、当該メモから標準報酬月額及び厚生年金保険料控除の把握は不可能であった。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和49年5月から54年6月までの期間に係る報酬額及び厚生年金保険の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 38 年 3 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 26 年 4 月から昭和 49 年 5 月まで、A 社に継続して勤務しており、申立期間のころは同社のグループが経営するホテルに勤務し、顧客営業をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社から贈呈された勤続 20 年表彰状(昭和 47 年 3 月 16 日付け)を所持していることから、昭和 26 年ごろから同社及びグループ企業に継続して勤務していたことがうかがえる。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録でも、申立人が、申立期間直後の昭和 38 年 3 月 26 日から 41 年 4 月 1 日までは B 社、さらにその直後から A 社で、それぞれ厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、前述の表彰状は A 社に勤務していた期間中に贈呈されたものであることは明らかである。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録は昭和 33 年 6 月 1 日加入とされており、申立期間のうち 33 年 5 月 31 日以前の記録が確認できない。

また、昭和 33 年 6 月 1 日以降の期間についても、申立期間後に勤務していた C 社及び D 社 (いずれも A 社と同じグループ企業) の名称のみしか確認ができないことから、申立人が B 社及び A 社で厚生年金保険に加入する前の勤務開始時期や勤務場所を確認することができない。

さらに、A社は昭和61年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間当時における申立人の勤務の実態や、給与からの厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

次に、申立人は、申立期間中にA社のグループ企業が経営していた3か所の宿泊施設（Eホテル、F荘、Gホテル）に勤務していたと供述しているが、その転勤の時期を明確に記憶していない。

加えて、複数の同僚の供述から、申立人がこれらの宿泊施設に勤務していた時期があることをうかがうことはできるものの、それぞれの施設に勤務していた期間や、各勤務場所における当時の厚生年金保険の取扱いを確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録で、A社は、昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、前述の3か所の宿泊施設も申立期間当時に適用事業所となっていた記録は確認できない。

なお、前述の複数の同僚の厚生年金保険の加入状況においても、これまでに延べた事業所で厚生年金保険に加入していた記録は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年6月21日まで
A社における厚生年金保険の資格取得日が間違っている。昭和29年7月1日に入社していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から、申立人が同社に勤務していたことはいえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立期間に勤務していたA社の従業員は、「A社においては、当時、正社員のほかに、複数の請負業者の従業員も勤務しており、申立人は請負業者の一員として勤務していた。請負業者の従業員は、申立期間当時、A社の厚生年金保険に加入していなかったため、自分たちが会社に働きかけて、昭和33年6月21日に多数の請負業者の従業員を厚生年金保険に加入してもらった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している請負業者の同僚1名も、申立人と同日の昭和33年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 25 日から 57 年 6 月 15 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、A社では、申立期間当時の人事記録等の資料を保存していないため、申立人の勤務状況等について確認することができないと回答している。

また、A社の総務担当者は、「A社では、最近まで臨時社員扱いとして社会保険に加入させない者が多く存在していたことから、申立人も厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している8名のうち5名の同僚には厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間当時、A社において厚生年金保険の加入記録がある残りの3名に申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について照会したが、回答は得られない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、記載に不自然さは見られない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 5 日から 60 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が健康保険組合の記録と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額をB健康保険組合の記録に合わせてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、A社が加入しているB健康保険組合における標準報酬月額と比べて低すぎると申し立てている。

一方、A社は、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額を確認できる資料を保存しておらず、詳細は不明であるとしている。

また、申立期間当時にA社に入社している申立人と年齢の近い複数の従業員の標準報酬月額については、いずれも社会保険事務所における申立人の標準報酬月額とほぼ同水準となっていることが確認できる。

なお、B健康保険組合は、申立人に係る標準報酬月額の記録に誤りがあったことを認め、当該記録については、社会保険事務所の記録のとおり訂正している。

また、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が遡及^{そきゆう}して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主から控除された事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの周辺事情及び関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申

立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 52 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社で勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が昭和 48 年 9 月から 52 年 4 月までA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認できないとしている。

また、申立期間当時、同社での厚生年金保険の加入が確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、厚生年金保険に加入していない従業員が 20 人程いたとし、別の一人は、給与の手取り額を増やすため、従業員の中には厚生年金保険に未加入の者がいたとしている。

さらに、A社が加入しているB厚生年金基金についても申立人の加入記録は無い。

一方、申立人は、昭和 48 年 4 月 16 日から平成 2 年 3 月 1 日まで国民年金に加入し、昭和 54 年 12 月分を除き、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年3月30日から24年4月1日まで
②昭和25年12月1日から30年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A駐留軍B部に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同駐留軍に勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

進駐軍労務者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)により社会保険制度が昭和24年4月1日から適用となり、厚生年金保険に加入することとなったことから、申立期間①当時、A駐留軍B部は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

申立期間②については、申立人の同僚は、申立人を記憶しているが、時期までは覚えておらず、当該同僚から申立人の勤務の状況等について確認することができない。

また、申立期間②のうち、昭和26年7月1日から30年7月1日までの期間については、26年7月3日付け厚生省保険局長通知により、連合国軍要員については、26年7月1日以降、申立人が勤務していたとするクラブ等の非軍事的業務に使用される者は、日本政府の直接使用人としての身分を喪失し、厚生年金の強制被保険者とならないこととされている。

加えて、駐留軍関係の資料を保管しているC局及びD事務所においても、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3714 (事案 1169 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月ごろから 61 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。同社には昭和 59 年 3 月ごろから継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社に勤務しはじめた時期が特定できず、当時の経理担当者は、申立人について、採用当初は日給で雇用されていたとし、同社では、日給の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当初の記録より引き下げられていることが分かった。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、A社における、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 9 月 30 日より後の同年 11 月 25 日付けで、44 万円から 9 万 2,000 円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の代表取締役であるところ、同社の社会保険料を口座振替していた金融機関の口座元帳によると、厚生年金保険の加入期間 6 か月のうち、3 か月のみの保険料が当該口座から引き落とされていることが確認できることから、残りの 3 か月は滞納していたと考えられる。

また、申立人は、「厚生年金保険に加入して約 4 か月経過後に、保険料の支払が困難になったことから、自ら社会保険事務所に相談し、最終的に適用事業所でなくなることになり、内容は理解していなかったが書類に印鑑を押した。」と供述していることから、申立人が、申立期間の標準報酬月額について引下げのを行ったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 7 年 10 月 30 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったタイムシート、事業主から提出のあった受注情報及び雇用保険の加入記録により、申立人が、平成 7 年 10 月 30 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、A社が加入していたB健康保険組合において、厚生年金保険の資格取得日と同日である平成 7 年 12 月 1 日から同組合の健康保険に加入していることが確認できる。

このことについて、A社に照会したところ、「当社では厚生年金保険と健康保険に係る届出は複写式の様式を使用しているため、厚生年金保険と健康保険の加入日は一致するはずであり、当該加入手続を行うより以前に、従業員の給与から厚生年金保険料及び健康保険料を控除していたことはあり得ない。」と回答している。

また、申立人は、A社に入社する際に、前職との間に厚生年金保険の空白期間が生じないように手続をお願いしたと主張するが、上記健康保険組合の加入状況及び事業主からの回答から判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月ごろから 57 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 53 年 10 月ごろから 57 年 3 月ごろまで同社に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和 53 年 10 月 2 日から 57 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が勤務していたA社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、上記事業主は、「A社は従業員全員厚生年金保険の加入手続をしておらず、給与から厚生年金保険料を控除したことも無い。また、年金については、各自で国民年金に加入するように指示していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 44 年 6 月 10 日から 45 年 7 月 1 日まで
②昭和 45 年 9 月 16 日から 46 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間においても同社に勤務していたので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和 44 年 6 月 10 日から勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者は、「昭和 44 年 8 月ころに弟と二人で事業を始め、経営が軌道に乗ってから顧問税理士の勧めで厚生年金保険の適用事業所となった旨の手続を行った。この手続を行う前に、従業員の給与から保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚の一人で、申立人より前からA社で勤務していた者は、厚生年金保険に加入する前に自分の給与から保険料が控除されていた記憶は無い旨供述している。

申立期間②について、上記同僚は、「自分の方が申立人よりも先にA社を退職した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、当該同僚は昭和 46 年 3 月 30 日に資格を喪失していることが確認できる。

一方、当時の代表者は、「申立人のことは覚えている。申立人は、上記同僚

よりかなり早く退職したと思う。」と回答し、また、別の役員は、「当社は昭和44年に営業を開始したが、申立人は最初に退職した人だと思う。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人は45年9月16日に資格を喪失しており、A社が適用事業所となった後、最初に資格喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る昭和45年9月16日の被保険者資格の喪失に伴い、事業主から政府管掌健康保険の被保険者証が社会保険事務所に返納されているとの記録となっている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 14 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している退職願により、申立人が平成 14 年 3 月 31 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社からの回答及び同社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 12 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 3 月から 9 年 6 月までは 20 万円、同年 7 月から 11 月までは 50 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 9 年 12 月 31 日より後の 10 年 1 月 29 日に、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録が、いずれも 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管しているA社に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書の記録から、同社は、平成 7 年 1 月には厚生年金保険料を含む社会保険料の支払いを滞納していたことが確認できる。

また、申立人は、「A社は、業績が悪化し、社会保険料の未納が増加していき、このままでは従業員の給与も支払えなくなってしまう状態だったので、平成 9 年 12 月ごろ、社会保険事務所に相談に行き社会保険から脱退する手続きをした。」と供述している。

さらに、A社の役員の一人名は、同社の申立期間における経営状態は悪く、平成 9 年 12 月で社会保険を打ち切られた旨回答している。

加えて、A社が事務処理を委託していた税理士法人の担当者は、同社における書類への押印等は申立人が行っていたと供述しているところ、代表取締役で

ある申立人が関与せずに、社会保険事務所において、標準報酬月額の改定処理が行われたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時にA社の業務の執行に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役を務めていたA社は、平成 7 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 3 月 7 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、5 年 11 月から 6 年 10 月までの期間について、53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 1 月までの期間について、59 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、A社の経理担当役員として社会保険の事務手続を自らが行ったとしており、「申立期間当時は、会社の経営が厳しく、厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納が発生したため、社会保険事務所から呼び出しを受け、当該社会保険事務所の担当者から数か月の保険料の滞納額を解消する方法として、申立人と代表取締役について、厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるという提案を受け、それに同意して標準報酬月額の引下げの手続を行った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険に関する事務等を担当する役員として、自らの標準報酬月額の減額処理に一旦同意しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人

の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。証拠となる資料は無いが、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における上司及び同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと回答している。

また、申立人が氏名を記憶していた3人の同僚のうち、一人の同僚は、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、連絡が取れた残り二人の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶していたが、一人の同僚は、「同社では、入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入させる取扱いがあった。」と供述しており、もう一人の同僚は、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況については分からないと供述している。

さらに、当該被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、3人の従業員が「当時のA社では、入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入させる取扱いがあった。」と供述しており、そのうちの一人は、「自分は、昭和 39 年 1 月に同社に入社したが、同年 12 月から同社において厚生年金保険に加入している。」と供述している。

加えて、当該被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に

欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から 60 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時のA社の代表者の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和58年5月1日から60年2月28日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成12年5月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない上、当時のA社の代表者は、「同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、社員は国民健康保険に加入させており、給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」と供述している。

また、A社の複数の従業員は、「同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、国民健康保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」と供述している上、社会保険庁のオンライン記録から、当該複数の従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成12年5月1日に同社において厚生年金保険に加入し、それ以前は、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年2月28日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年3月7日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、5年11月から6年10月までの期間について、53万円から8万円に、同年11月から7年1月までの期間について、59万円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時は、会社の経営が厳しく、厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があった。」と供述している。

また、A社の経理担当役員は、「当時は、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から呼び出しを受け、当該社会保険事務所の担当者から数か月の保険料の滞納額を解消する方法として、申立人を含む役員2名について、厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるという提案を受け、それに同意して標準報酬月額の引下げの手続を行った。」と供述しており、申立人も「当該経理担当役員から、標準報酬月額を引き下げることにより社会保険料の滞納分を相殺するよう社会保険事務所から指導を受けたという話を聞いた。」と供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額が減額処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から同年 8 月 26 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 14 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 2 月 6 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、12 年 1 月から同年 10 月までの期間について、59 万円から 9 万 8,000 円に、同年 11 月から 13 年 12 月までの期間（12 年 8 月 26 日からは健康保険のみ加入）について、20 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。なお、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるための手続は行ったが、標準報酬月額を引き下げる手続を行った記憶は無いとしている。

しかし、申立人は、「申立期間当時は、会社の業績が悪化しており、社会保険料を滞納していた。」「社会保険事務所の担当者から厚生年金保険の脱退を指示され、脱退後は、滞納していた社会保険料の請求が来なくなった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管していた申立期間当時の滞納処分票の記録から、申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認できる。

このことから、代表取締役であった申立人が関わらずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬

月額減額に
関与していたもの
と考えるのが自然
である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A会に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同会には、昭和 32 年 9 月 1 日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会における同僚の供述から判断すると、申立人は、入社日は特定できないものの、同会に勤務していたことは推認できる。

しかし、A会は、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況について確認することはできないが、当時の同会では、入社してから一定の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いがあったと回答している。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚のうち、連絡が取れた同僚は、「当時のA会は、最短では3か月、長い人では6か月程度の試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いがあった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA会の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、3人の従業員が入社日と厚生年金保険の加入日が異なっていると供述しており、当該従業員のうちの一人は、当該被保険者名簿の記録から、同会に入社してから8か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 16 日から 45 年 9 月 30 日まで
② 昭和 57 年 2 月 28 日から 58 年 11 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①については、A社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の当時の事業主は、会社の規模が小さく従業員も少なかったことから厚生年金保険の適用事業所の届出を社会保険事務所に行っておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無いと供述している。

さらに、申立人は同僚の氏名を名字しか記憶しておらず、人物が特定できないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、公共職業安定所の記録において、A社における雇用保険の加入記録が確認できない。

2 申立人は、申立期間②については、B社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の当時の役員は、同社は当時経営が苦しかったため厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかつ

たと供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚3名のうち所在が判明した2名に照会したものの、いずれも回答が得られず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、公共職業安定所の記録において、B社における雇用保険の加入記録が確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A大学に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同大学に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学の在職期間証明書及びA大学健康保険組合の加入期間証明書により、申立人が申立期間において同大学に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出のあった昭和 62 年分及び 63 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料額を含むものとしては著しく低額であり、健康保険の保険料額と一致する。

また、A大学は、「申立期間当時の従業員に係る資料は保存しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については不明である。しかし、当時、従業員の雇用形態や職種によって健康保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させない取扱いをしていたようであり、厚生年金保険の未加入者からは厚生年金保険料は控除していないはずである。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月ごろから同年9月7日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成4年7月ごろから勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年7月ごろにA社に入社し、申立期間当時は、同社が受注したB県の自動車部品工場の設備工事に現場監督者として従事していた旨申し立てている。

なお、社会保険庁の記録から申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の供述、上記設備工事を発注したC社（現在は、D社）から提出のあった当該工事に係る記録、申立人による当該工事に従事していた状況についての具体的な供述等から判断すると、申立期間のうち、平成4年8月1日から同年9月7日までの期間については、申立人が当該工事に従事していたことはうかがえる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の事業主は、申立人を記憶しているものの、申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除については、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、確認することができない旨回答している。

また、上記事業主は、A社の従業員に対する社会保険の適用状況について、「一般的な取扱いとして、申立期間当時は、入社時に厚生年金保険と雇用保険に一体として同時に加入させていたはずであり、また、当該加入手続を行わず

に従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」旨供述している。

さらに、社会保険庁の記録から申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、照会を行い連絡の取れた従業員は、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が一致していることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社では、採用した従業員について、入社時に厚生年金保険と雇用保険に一体として同時に加入させていたものと考えられるところ、申立人についても、社会保険庁及び公共職業安定所の記録から、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日が、いずれも平成4年9月7日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 10 日から平成元年 2 月 15 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る在職証明書、社会保険庁の記録から申立期間当時に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の供述等から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、厚生年金保険料の給与からの控除について、A社の事業主は、「申立期間当時、申立人については、本人の希望により厚生年金保険に加入させておらず、その保険料も給与から控除していなかった。」旨供述している。

また、上記従業員のうち一人は、「自分がA社に入社した当初は、厚生年金保険に加入していなかったが、給与から厚生年金保険料が控除されていないことに気づき、事業主に申し出たところ、その後、厚生年金保険に加入させてもらった。」旨供述しており、また、当該従業員が入社したと供述している日から社会保険庁の記録上の厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、1年程度となっていることが確認できる。

これらのことからA社では、申立期間当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は、申立期間当時、政府管掌健康保険の適用事業所となっていることから、申立人が厚生年金保険に加入していれば当然当該健康保険に加入

しており、他の医療保険には加入していないはずであるところ、申立人は、居住していた市の記録において、昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 2 月 16 日までの間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 63 年 9 月 30 日まで勤務しており、当時の給料支払明細書等を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に昭和 63 年 9 月 30 日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の同社の事業主や経理担当者とは連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人が、その保管する給料支払明細書により「自分は昭和 58 年 4 月にA社に入社したが、同年 4 月分及び同年 5 月分の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、同年 6 月分の給与から 2 か月分の保険料が控除されていることが確認できる。」旨供述していることから判断すると、申立期間当時、A社では、厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除方式であったと考えられる。

さらに、申立人から提出のあった申立人の退職月に係る昭和 63 年 9 月分の給料支払明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致していることから判断すると、申立人は、退職月に係る給与から 1 か月分の保険料のみ控除されていることが認め

られる。

加えて、申立人は、昭和63年9月の厚生年金保険料について、「給与から控除されていないのであれば退職金から控除されていたと思う。」旨主張しているところ、申立人から退職金に係る支払明細書等の提出が無いため当該控除について確認ができず、また、申立人から提出のあった銀行預金通帳の給与振込記録からも当該控除について確認できない。また、申立期間当時のA社における申立人の上司は、「申立期間当時、従業員の退職金から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 5 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 3 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 5 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、平成 10 年 10 月 30 日、12 年 10 月 30 日及び 14 年 10 月 15 日に申立人が代表取締役に重任していることが確認できる。

2 申立期間のうち、平成 3 年 10 月から 11 年 6 月までの期間については、社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3 年 10 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円、同年 11 月から 10 年 3 月までの期間は 59 万円、同年 4 月から 11 年 6 月までの期間は 20 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 15 年 2 月 5 日以降の同年 2 月 10 日に、3 年 10 月から 11 年 6 月までの期間について 9 万 8,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る滞納処分票の記録によれば、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社には厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があり、当該滞納保険料の支払に苦慮していたことが認められ

る。

また、上記社会保険事務所から提出のあった、上記標準報酬月額減額処理に係るA社から当該社会保険事務所に対する各種届出書の該当欄には、同社の代表取締役として申立人が記名及び押印していることが確認できることから、申立人は自らの標準報酬月額減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は代表取締役として自らの標準報酬月額減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成3年10月から11年6月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成11年7月から13年9月までの期間については、社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、14年3月7日に9万8,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所の同社に係る滞納処分票の記録によれば、上記標準報酬月額減額処理が行われた当時、同社には厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があり、当該滞納保険料の支払に苦慮していたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成13年10月から15年1月までの期間については、社会保険庁の記録では、被保険者報酬月額算定基礎届に基づく申立人に係る13年10月及び14年10月の標準報酬月額の定時決定が、それぞれ13年8月27日及び14年8月15日に処理されていることが確認でき、訂正等の記録も無く、不自然な点は見当たらない。

仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主が給与から控除していたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間のうち、平成11年7月から15年1月までの期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 14 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。当時の給与支給明細等を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった給与支給明細等により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社では、申立期間当時、厚生年金保険料の給与からの控除は当月控除方式であったと回答しているところ、同社から提出のあった賃金台帳及び申立人から提出のあった平成 17 年 3 月から同年 5 月までの給与支給明細により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出のあった申立期間当時の雇用契約書には、社会保険については「適用除外」と記載されていることが確認できるところ、A社では、申立期間当時、申立人については、当初、短期雇用契約により厚生年金保険に加入させていなかったものの、申立人の申出により平成 17 年 6 月から厚生年金保険に加入させることとした旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 20 日から 60 年 6 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時にA社で経理事務を担当していた者は、当時は、社員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、本人が希望しない場合等には加入させないこともあり、未加入者については給与から保険料を控除していなかった旨供述している。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会し、当該従業員が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における被保険者資格取得年月日とを比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が1年半程度ある者が確認でき、当該者は、未加入期間においては給与から保険料が控除されていなかった旨供述している。

さらに、A社が保管している厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和60年6月21日と記載されているところ、上記経理担当者は、当時から厚生年金保険及び同基金の届出様式は複写式であった旨供述していることから、事業主は、社会保険事務所に申立人の資格取得日を同日と届け出たことが推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月から29年3月まで
② 昭和29年9月から同年11月まで
③ 昭和30年4月から同年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間においても同社には確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和28年9月からA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間①、②及び③における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚のうち、所在が判明した二人は、いずれも申立人のことを覚えているものの、申立人の入社時期までは記憶しておらず、また、そのうちの一人は、「昭和29年4月より前は、保険料は引かれていなかったと思う。」と供述している。

申立期間②及び③については、申立人は、「昭和29年11月ごろにA社で火災が発生し、工場が一時閉鎖され、30年4月に場所を移して事業が再開された。自分は、工場が一時閉鎖されるまで勤務していたし、事業が再開された後

も勤務していた。」と申し立てている。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、A社で火災が発生したのは昭和29年4月よりも前であると推認されることから、当該火災の発生時期をもって、申立人の申立期間②及び③に係る勤務の実態を確認することはできない。

また、同僚のうちの一人は、「自分は昭和29年11月にA社を退職した。申立人は自分が辞める2、3か月前に辞めた。また、自分が再就職したときに、申立人は在籍していなかった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、当該同僚は、昭和29年11月に同社の被保険者資格を喪失後、30年7月に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当時の代表者とは連絡を取ることができず、申立人の勤務の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 11 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B付属病院に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。C大学付属病院D局から派遣され、当該期間は医師として同病院に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B付属病院における申立人の上司及び同僚の供述から、申立人が、申立期間において同病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B付属病院は、E病院と改称し、社会保険事務所の記録では、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社の事業を継承したF社から提出されたB付属病院医師取扱規則によると、A社B付属病院の医師については、同社において、医師嘱託と臨時医師の雇用形態があり、医師嘱託は厚生年金保険に加入させていたものの、臨時医師については、同社B付属病院から給与を直接支給していないため、厚生年金保険には加入させていなかった旨回答している。

そして、F社は、臨時医師の管理をすべてA社B付属病院で行っており、同社B付属病院の退職簿には医師嘱託の氏名のみ記載し、臨時医師の氏名は記載せず、当該退職簿に申立人の氏名が無いことから、申立人は臨時医師である旨回答している。一方、A社B付属病院における厚生年金保険の加入記録がある申立人の上司は、医師嘱託として当該退職簿に氏名の表記がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 21 日から同年 7 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、A社の申立期間当時の経理担当者は、「当時は、申立人のように美容部員で入社した場合には、美容業務の経験等を考慮の上、入社後一定の試用期間を個別に設けていた。その間は厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

そこで、申立人が記憶している4人の同僚にその入社時期を確認し、これと厚生年金保険の被保険者資格取得日を比較したところ、美容業務の経験が豊富で社長から請われて入社した者等二人は、入社後すぐに資格取得しており、また、美容業務に一定の経験があり、美容師免許のある者は入社から約1か月半後に、美容師免許は無いが美容学校を卒業した者は約2か月半後にそれぞれ資格を取得していることが確認でき、入社から約1か月半後に資格取得した同僚は、「入社時に試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入したと思う。」と供述している。そして、申立人は、自己の美容業務の経験について、「A社に入社する前は、美容業務の経験はなかった。」と供述している。

これらのことから判断して、A社では、申立期間当時、入社と同時に全ての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、美容業務の経験等に応じて、相当期間厚生年金保険等に加入させない取扱いであったことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月ごろから38年3月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には1年くらい勤務したと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和38年3月ごろまで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の事業を承継したB社は、A社の従業員に関する資料を保有しておらず、当時の代表者は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人はA社における当時の同僚等を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの二人は、申立人のことを知っているものの、その退職時期までは覚えておらず、そのほかの者は、申立人のことを記憶していない。

さらに、申立人は、国民年金の第3回特例納付期間において、A社に係る厚生年金保険の加入期間を除いた、申立期間を含む昭和36年4月から37年3月までの期間、同年9月から38年7月までの期間及び39年2月から同年6月までの期間を一括納付していることから、申立期間については厚生年金保険に加入していないことを認識していたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たら

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 26 日から同年 9 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 31 年 7 月 26 日から同年 9 月 26 日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、途中で退職することなく、29 年 5 月 3 日から 32 年 5 月 13 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことは推認できる。

しかし、当時の代表者及び上司は既に死亡しており、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、当時の総務担当者及び経理担当者であるとする者に聴取したところ、当時の厚生年金保険料の控除の取扱いに関しては記憶が無く不明としている。

さらに、複数の従業員が、申立期間当時、役員の人を代表者にしてA社の一部門を分離し、5人程で新会社を設立する構想があった旨供述しているところ、社会保険事務所の記録では、申立人及び当該役員を含む5人が、昭和 31 年 7 月 26 日に同社における被保険者資格を喪失後、同年 9 月 26 日に再度資格取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、事業主が、新会社に移籍する予定の社員5人の厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失させ、新会社設立が中止になった後に昭和 31 年 9 月 26 日付けで再取得させたと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 37 年 8 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚等の供述から、申立人は、期間は特定できないが、申立期間当時、同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、37 年 8 月 1 日から 38 年 6 月 30 日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社の事業を承継したB社は、申立期間当時のA社の従業員に関する資料等を保有していないことなどから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「当時、A社では、厚生年金保険への加入は自由で、加入していなかった従業員は多かった。」と供述している。

そこで、上記複数の従業員がA社に入社したとする時期を確認したところ、適用事業所となった昭和 38 年 7 月 1 日より前から同社で勤務していたにもかかわらず、同日から資格取得日までの期間が半年ないし1年半程度ある者が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 1 月から 26 年 1 月まで
② 昭和 26 年 1 月から 27 年 6 月まで
③ 昭和 28 年 1 月から同年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、上記申立期間において各社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人が残した回顧録には、「昭和 25 年 A社入社」と記載されているため、商業登記簿を確認したところ、同名の会社はB県において1社みられたものの、その1社は、工作機械、工具等の各種産業機械の販売事業を営む会社であることが確認でき、回顧録に記載されている会社と同一の会社であると判断できない上、社会保険事務所の保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は記載されていない。

また、回顧録には、上司や同僚等の名前が記載されていないため、同僚等から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立人の妻に聞いても回顧録記載のとおりとするのみで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料や周辺事情も無い。

2 申立期間②について

申立人が残した回顧録には、「昭和 26 年 B 社入社」と記載されているが、商業登記簿及び社会保険事務所の事業所一覧を調査しても、同一名称の会社は確認できない。

また、回顧録には、上司や同僚等の名前が記載されていないため、同僚等から勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は既に死亡しており、申立人の妻に聞いても回顧録に記載のとおりとするのみで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料や周辺事情も無い。

3 申立期間③について

申立人が残した回顧録には、「昭和 27 年 C 社入社」と記載されているが、同社は、昭和 31 年 4 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また商業登記簿にも該当する事業所の記録が残っていないため、事業主から申立人の勤務実態や保険料控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管している C 社の厚生年金保険被保険者名簿から元従業員二人に照会したが、いずれも申立人が申立期間当時、同社に勤務していたかどうかは不明と回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が勤めていたとするA社B営業所長の連絡先を確認できない上、申立人は同社B営業所での上司、同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管するA社B営業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた元従業員5人に照会したが、申立期間当時、申立人が同社で勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人には、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 11 年 6 月 24 日まで

社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額より低い金額に改ざんされているので、改ざん前の正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険事務所の記録により、平成 11 年 6 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の同年 6 月 30 日付けで、申立人の 9 年 6 月から 11 年 5 月までの標準報酬月額が 59 万円から 9 万 2,000 円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、平成 11 年 6 月当時、経営の悪化による資金難により厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、社会保険事務所と滞納保険料の納付について相談した際に、代表取締役及び取締役の標準報酬月額を減額調整して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い同社の代表取締役として、申立人と二人の取締役の標準報酬月額の減額について同意したとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理にいったん同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで

社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額について、平成 6 年 9 月 5 日付で同年 3 月以降の標準報酬月額が 53 万円から 9 万 8,000 円に変更されており、また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 6 年 11 月 30 日以後の同年 12 月 7 日付けで申立人の 5 年 8 月から 6 年 2 月までの標準報酬月額が 53 万円から 9 万 8,000 円に遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料の滞納や標準報酬月額の訂正に係る届出については分からないとしているが、商業登記簿により申立人は申立期間当時、A社の代表取締役として在職していたことが確認できる上、当時の取締役は、「社会保険の手続は申立人と経理担当者が行っていた。」と供述していることから、申立人は、同社における責任者として厚生年金保険関係事務に関わっていたものと認められ、申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

A社における申立期間の標準報酬月額が、同期間に受け取っていた役員報酬額と異なるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同年 4 月 7 日を処理日として、2 年 3 月から 6 年 10 月までは 53 万円から 9 万 2,000 円に、6 年 11 月から 10 年 2 月までは 59 万円から 9 万 2,000 円に、さかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の法人登記簿謄本によると、申立人は、平成 10 年 4 月 7 日の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額を減額訂正することの意味を理解していなかったとしているが、厚生年金保険料の滞納があったことを知っていたと供述しており、また、代表取締役として代表者印を保管し、標準報酬月額の減額の手続を行ったことを認めており、この手続が遡^{そきゅう}及訂正であるとの意味は理解していなかったとしているものの、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

さらに、A社が会社再建のため債務者との交渉を依頼した弁護士は、「社会保険事務所から厚生年金保険料の滞納を解消するため、標準報酬月額を減額することについて提案があり、それに基づき同社の経理担当者が遡^{そきゅう}及訂正のための届出をしたと思う。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が関与せず

に社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたことは考え難く、申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月から 28 年 1 月 15 日
② 昭和 29 年 12 月から 31 年 7 月 1 日

A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことを申し立てている。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主及び経理担当者は死亡しており、また、同社を継承している事業主については連絡先を把握することができず、これらの者から申立期間当時の同社の事情を聴取することができなかった。なお、申立人が記憶する同僚は申立人が同社に勤務していたことを記憶していたが、当該同僚が同社に入社したのは申立期間の後のことであり、申立期間に申立人が勤務していたことを確認することはできない。

また、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間に、同社に在籍していることが確認できた3名の従業員に照会したところ、2名は申立人を記憶しておらず、1名からは回答を得ることができなかったことから、申立人が申立期間に同社に在籍していたことを確認することができない。

さらに、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の被保険者資格取得日は、昭和28年1月15日と記載されており、厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日と一致している。

申立期間②について、B社の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和31年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に同社は適用事業所となっていない。

また、B社の事業主は死亡しており、申立期間当時の給与関係資料及び厚生年金保険の保険料控除を確認できる資料も保存されていないことから、申立内容を裏付ける事情を得ることができない。

さらに、申立期間に入社したとする同僚等についても、申立人と同じ昭和31年7月1日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同日以前に厚生年金保険料が控除されていたと供述している者はいない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで

A社の代表取締役であった申立期間について、同期間の標準報酬月額が当時の給与額に見合っていない。同社では保険料の滞納はなく、遡及した記録訂正に係る届出を行ったこともない。同期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 9 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同年 3 月 25 日を処理日として、7 年 4 月 1 日から 9 年 2 月 28 日までの期間について、59 万円から 20 万円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の代表取締役であった申立人は、同社では厚生年金保険料の滞納はなかったとしているものの、同社の元会計担当者である 3 名は、「厚生年金保険料の滞納があり、申立人も知っているはずである。」と供述しており、このことは、同社の銀行口座から厚生年金保険料の引落しの記録が無いことから確認できる。

また、申立人は、上記の標準報酬月額の遡及訂正処理を行った者として 2 名の名前を挙げているが、このうち 1 名は平成 8 年 8 月に退職しており、別の 1 名は 6 年 3 月で契約が解除されていることから、これら 2 名の者が遡及訂正処理の手続を行うことはできない。

さらに、申立人は、A社の代表取締役として代表者印を保管していたと供述していることから、申立人が遡及訂正処理を行ったと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から4年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与の支払額に対する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成4年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は同年2月7日を処理日として、3年2月から同年12月まで53万円から20万円に^{ぞきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社が設立された昭和56年4月15日に取締役^{とくさつやく}に就任後、57年6月1日から平成8年6月1日に同社が解散するまでの間において、代表取締役であったことが確認できる。

一方、申立人は、A社における社会保険の手続は、税理士及び従業員が行っており、自身は社会保険料の督促や社会保険事務所から呼び出しを受けた記憶は無いとしているが、標準報酬月額の減額訂正の届出について、税理士及び従業員が代表取締役である申立人に相談もなく独断で行うことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理の届出について知り得る立場にあり、また、当該減額処理に同意していたものと考えることが自然であることから、申立人は、A社の代表取締役として、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 4 年 10 月 16 日まで

A社で役員として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 4 年 10 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、5 年 2 月 23 日を処理日として、3 年 7 月から 4 年 9 月まで 53 万円から 11 万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は、申立人は、申立期間当時、同社において社会保険を担当する役員として、社会保険の事務手続を行っていたと供述している上、申立期間当時、同社の委託先であった社会保険労務士は、同社では、申立人以外の者は社会保険事務の手続に関与していなかったと思うと供述しているなど、申立人が厚生年金保険に係る届出等の事務について権限を有していたことが認められる。

また、申立人は、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正について記憶に無いとしているところ、事業主は、申立期間当時はA社の経営状況は悪く、厚生年金保険料の支払に苦慮していたと供述しており、社会保険事務の担当役員であった申立人が、申立期間当時、標準報酬月額の減額訂正について承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、社会保険事務に関する担当役員であった申立人が、A社の申立期間に係る標準報酬月額の減額に係る遡^{そきゅう}及訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 8 日から 51 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 40 年に A 社に入社したが、数年後、同社から解雇された。その後、地裁申立て等を経て、私と、会社、労働組合との間で和解が成立し、申立期間に係る解雇が撤回されると同時に、労働組合を通じて和解金をもらい、51 年 11 月 30 日付けで依願退職となった。しかし、当該和解金から厚生年金保険料を控除せず、申立期間に係る保険料を納付しなかったのは事業主の怠慢なので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除しなかったのは、事業主の怠慢であり、当該期間については、被保険者として認められるべきと主張している。

しかし、事業主は、申立人に対し、申立期間に係る給与は支払っておらず、申立期間について厚生年金保険には加入させていなかったと供述している。

また、労働組合を通じて申立人に支払われた和解金からも、厚生年金保険料を控除していないことは、申立人及び事業主の供述からも明白であり、当該和解金のほかに、申立人に対して給与等が支払われた事実や申立人から保険料を直接徴収した事実がうかがえる関連資料等も見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 9 日から 37 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和36年7月9日から37年4月1日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録では、昭和38年6月1日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていること及び申立期間当時の事業主等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた7名の同僚を記憶しているところ、連絡の取れた3名のうち1名は、「申立人が同社に在籍し、自分と同じ仕事をしていたことは記憶しているが、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」とし、ほかの2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた5名のうち1名は、「申立人が在籍していたことは記憶しているものの、申立人の勤務期間については不明である。」とし、ほかの4名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 3801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人の保管する平成 16 年分の源泉徴収票では、社会保険料として 15 万 1,335 円が控除されており、標準報酬月額 41 万円の保険料の 3 か月分であることが確認でき、17 年 1 月から 5 月までの 5 か月分の給料支払明細書では、厚生年金保険料として 14 万 2,825 円が控除されており、標準報酬月額 41 万円の保険料の 5 か月分であることが確認できる。以上のことから、合計で 8 か月分の保険料控除が確認でき、この期間は申立人に当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間（16 年 9 月 1 日から 17 年 5 月 31 日まで）と一致している。

また、A社は、その保管する資格喪失確認通知書により申立人の資格喪失日が平成 17 年 5 月 31 日である旨を届け出たことが確認できること、及び申立期間の保険料を控除したことを確認できる資料は無いことなどから、申立期間の保険料は控除していなかったと考えられると回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 31 日から 53 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。昭和 47 年 7 月の結婚を機に元義父の会社に入社し、49 年から取締役、55 年から代表取締役を務めた。親族が経営する会社にいたので、厚生年金保険が 1 年抜けることはあり得ない。申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、社員の給与計算及び社会保険事務の手續を担当していたとされる事業主(申立人の元義父)は、既に死亡しており、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿には、被保険者整理番号の欠番又は不自然な記録訂正の形跡は無い上、申立人が昭和 52 年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失した際に、健康保険被保険者証を返納している記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人と同様に取締役であった元義母のA社における申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和 45 年 3 月から 2 年間勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人名簿及び代表者の回答書から、申立人は、昭和 45 年 2 月から 46 年 4 月までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出のあった当時の賃金台帳（昭和 46 年 2 月から同年 4 月までの分）において、申立人の給与から、失業保険料は控除されているものの、厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていないことが確認できる上、同社の代表者は、「当時の人事担当者は既に死亡しており確認はできないが、申立人の給料は基本給がなく手当のみを支給していたものと思われる。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 47 年 2 月までの期間において、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、保険料が還付された記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 23 日から 45 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「申立人は申立期間も継続して勤務していた」との回答書から判断すると、申立人は同社B支店における勤務期間の特定はできないが、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の元常務取締役は、「申立人が勤務していたとするA社B支店は、申立人が赴任した当時、申立人のほかに二人の従業員がいたが、厚生年金保険の適用事業所には該当しておらず、前任の二人の従業員は、いずれも厚生年金保険に加入していなかった」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人がいったん厚生年金保険の資格を喪失してから再取得するまでの期間(昭和36年1月23日から45年9月1日までの期間)において、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月1日から13年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役及び従業員として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年3月31日）の後の同年4月9日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、11年3月から13年2月までの期間について、22万円から9万8,000円に、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、平成11年11月27日付けでA社の代表取締役を辞任していることが同社の登記簿謄本により確認できるが、申立人は、「当時、同社の取締役が入院しており、代表取締役を辞任後も代表者印を管理し、実質上一人で経営を行っていた」と供述している上、「申立期間当時、滞納保険料について社会保険事務所からの指導を受け、自らの標準報酬月額を減額し、それを滞納保険料に充当した記憶がある」旨供述していることから、代表取締役辞任後も一人で同社の経営を行っていた申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の

減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の実質上の経営者として、自らの標準報酬月額を減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 8 年 3 月 28 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 3 月 28 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4 年 9 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 9 月までの期間については 59 万円から 8 万円に、同年 10 月から 8 年 2 月までの期間については 59 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって減額処理が行われていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、A社の従業員は、「申立期間当時、売上げの減少により、営業担当が減給される中、社長の給与も 30% くらいカットされていたと思う。」と供述している上、申立人は、「申立期間当時、保険料の滞納があり、その充当のため、社会保険事務所で給与を半額にする処理に同意し、社会保険担当の従業員に代表者印を預け、その事務処理を行うよう指示し、事後承諾をした。」旨供述していることから、申立人が代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 27 日から同年 7 月 30 日まで
申立期間には、A事業所に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所の人事異動通知書から、申立人が、申立期間当時に、同事業所の臨時補充員として勤務していることが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が昭和 41 年 7 月から加入したB共済組合の年金担当者は、申立期間当時に、各事業所が臨時補充員等の非常勤職員を勤務させる場合において、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所として非常勤職員を厚生年金保険に加入させるか否かは、事業主である各事業所長の裁量に任せられていたと供述している。

さらに、申立期間当時にA事業所に勤務していた従業員のうちの1名は、自身のことについて、「昭和 40 年 5 月に臨時補充員として入社したが、同年 7 月に正職員として採用されるまでの2か月間は厚生年金保険に加入しておらず、同期間に厚生年金保険料を控除された記憶も無い。」と供述している。

加えて、現在、A事業所を管轄しているC社D支社は、申立期間のA事業所に係る資料は保存していないと回答しており、申立内容に係る事情について確認することができない。

なお、申立人は、E事業所が給与所得の支払者とされる昭和 41 年分の給与所得の源泉徴収票を提出しており、同源泉徴収票には、当該給与から控除され

た社会保険料額として8,130円と記載されていることから、申立人の同年7月から同年12月までの共済年金の加入期間について当時の共済年金の掛金率を基に同期間の共済掛金の額を試算したところ、同試算額は源泉徴収票に記載の社会保険料額と同額となることから、申立人は、A事業所において、給与から共済年金保険の掛金は控除されていたが、厚生年金保険料は控除されていないことが認められる。

そして、申立人は、A事業所以外に自分が厚生年金保険の被保険者となっている可能性がある事業所として12か所の事業所名を供述していることから、当該事業所名を基に社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、このうち3事業所が適用事業所であることが判明したが、これら3事業所の厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人の被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月2日から34年3月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。
同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社の当時の事業主は、「同社は既に解散しており、当時の資料は保有していないため、当時の従業員の勤務状況等は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の同社に係る勤務状況等について確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びそれ以前の期間に被保険者資格を取得した従業員で連絡先を把握した19名に照会したところ、11名から回答を得たが、申立期間に申立人が同社に勤務していたことがうかがえる事情はみられない。

さらに、A社の当時の社会保険事務担当者は、既に亡くなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い等について聴取することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 21 日から 46 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同社に継続して勤務していたので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員 19 人に照会を行い、うち 4 人が、申立人が同社に在籍していたと供述している。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のA社の離職日は昭和 45 年 8 月 20 日となっている。

また、B社の人事課長は、同社が保管する人事記録簿には申立人の退職日が記載されておらず、申立期間における申立人の勤務の実態、厚生年金保険料の控除は不明であると供述していることから、申立人の勤務期間、保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間中にA社が海外で主催したイベント会場で撮影したとする写真と、当該イベント参加に伴う出入国の査証を保管しており、これらの資料から申立期間中に同社の業務に携わった事実があることは推認できるものの、同社に在籍していた具体的な期間や申立人の業務形態が明らかにできない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人から調査を中止してほしいとの依頼があり、現在までに判明している資料等から判断せざるを得ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年ごろ
② 昭和 48 年ごろ
③ 昭和 50 年ごろ

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社にそれぞれ勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚及び従業員二人の計3人が、自身の在籍中に申立人が勤務していたことはある旨の供述をしているものの、当該供述内容から、申立人の具体的な勤務期間を特定することはできない。

また、社会保険事務所の記録で、申立人が、申立期間①より前の昭和 38 年 2 月 14 日から同年 9 月 5 日までの期間にも、A社で厚生年金保険に加入していた事実が確認でき、前述の申立人の在籍に関する供述は、当該加入期間中の記憶に基づくものである可能性があること、同社における勤務期間に関する申立人の供述があいまいであることを考え合わせると、申立人が申立期間①において同社に在籍していたことを認めることはできない。

さらに、A社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況等について照会することができない。そこで、申立期間のころに同社で厚生年金保険に加入していた役員二人に対して照会を行ったが、申立期間当時における申立人の勤務の状況や事業主による給与からの保険料控除の有無をうかがわせる供述は得られなかった。

2 申立期間②について、同僚及び従業員二人の供述から、具体的な勤務期間を特定することはできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主に対して数回の文書照会を行ったが、同人から回答を得られず、申立期間当時の申立人の勤務状況等を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社は昭和49年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所となっていない。

さらに、前述の同僚は、自身と申立人がC社に勤務していた期間中に、同社で厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無いと供述している上、当該同僚の他、申立人が名前を挙げた同僚二人についても、前述の被保険者名簿で加入記録が確認できない。

3 申立期間③について、同僚一人の供述から、具体的な勤務期間を特定することができないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となっていた事実は確認できない上、当該同僚も同社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったと供述していることから、同社は適用事業所になっていなかったと認められる。

また、C社の商業登記簿は確認できないものの、申立人並びに当該同僚はいずれも、申立人自身が同社の代表取締役であった旨の供述をしていることから、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を知り得る立場であり、同社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないにもかかわらず、自らの給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

4 このほか、すべての申立期間について、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、いずれの申立期間においても国民年金に加入し、当該加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 10 日
② 昭和 35 年 6 月 26 日から 36 年 6 月 26 日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 6 月 26 日まで、A社に継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社から交付された昭和 34 年 5 月 1 日付けの採用辞令を保管していること、及び申立人が名前を記憶していた複数の同僚が、当該期間に申立人が在籍していた旨を供述していることから、申立人が当該期間中に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は平成 15 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、当該期間中における申立人の給与からの厚生年金保険料の控除や、当時の厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の同僚、従業員に照会したところ、いずれの者についても入社した時期と厚生年金保険の資格取得日の間に数か月から4年の開きがあることが認められたことから、事業主は、採用後直ちに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、前述の同僚、従業員からは、それぞれが入社してから厚生年金保険に加入するまでの期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

申立期間②について、前述のとおり申立てに係る当該事業所から当時の状況を聴取することができないことから、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、8人の従業員に対して照会を行ったところ、いずれも申立人を記憶しておらず、当時の勤務の実態を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。